平成27年度 経済産業政策の重点

- アベノミクスによる景気回復を経済の好循環につなげていくために予算・政策資源を重点的に配分する
- 日本の稼ぐ力の強化、中小企業·小規模事業者の活性化、環境·エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造を実現する
- これらの効果を全国津々浦々へと波及させるべく、地域経済の持続性確保に向けた取組を特に強力に推進する

福島・被災地復興の更なる加速

東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先。とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け全力を挙げて取り組む

早期帰還の実現に向けた自立的で活力ある地域経済の再生

福島イノベーション・コースト構想の具体化など希望を持てる新しい街づくりに着手

事故収束に向けた廃炉・汚染水対策の着実な実行

「経済の好循環」の実現

『日本再興戦略』改訂版を迅速かつ着実に実行する

日本の稼ぐ力の強化

国内における環境整備

(1) **立地競争力の強化** 法人実効税率の引下げ エネルギーコストの低減

- (2)ペンチャーの創出
- (3) **大胆な事業再編の促進** 産業競争力強化法の活用
- (4)イノベーションシステムの構築

産総研、NEDOによる技術シーズを事業化に繋ぐ橋渡し機能の強化企業と大学・研究機関等とのオープンイノベーション促進イノベーション創出のための知的財産システムの強化、標準化官民戦略の推進IT社会の実現促進、健康産業の活性化、ロボットの開発・普及の促進

(5)労働移動の円滑化や、女性・高齢者等多様な人材の活躍促進

海外市場の獲得と投資の呼び込み

(1)経済連携の加速

TPP、日EU·EPA、RCEP、日中韓FTAの 推進

(2)海外市場の獲得

海外におけるルール形成への働きかけをはじめとした新興国戦略の深化官民協調でのインフラシステム輸出ケールジャパンの推進 JETROの機能強化

(3)対内直接投資の推進

「対日直接投資推進会議」を司令塔と した政府横断での対内投資案件の発 掘・誘致

中小企業・小規模事業者の活性化

(1)小規模事業者支援策の強化

小規模基本法に基づ〈基本計画の策定と小規模事業者への支援拡充

(2)中小企業·小規模事業者のイノ ベーション推進

中小企業と大学·公設試等が共同で行う新製品·新サービスの開発の促進

(3)起業·創業の推進、事業承継·事業 引継·廃業円滑化

「事業引継ぎ支援センター」の機能強化 既存事業の廃業支援と一体となった第 二創業への支援

廃業や事業承継円滑化のための小規模 企業共済の制度改善 NPOに対する支援拡充

(4)消費税転嫁対策の推進

環境・エネルギー制約の克服と クリーンで経済的なエネルギー構造の実現

(1)エネルギー基本計画の具体化

徹底した省エネルギーの推進 国民負担とバランスを取りながらの再エ ネの最大限導入、水素社会の実現に向 けた取り組み

安全性が確認された原子力発電の活用 資源の供給源の多角化、海洋資源開発 の推進

石油・LPがスサプライチェーン等維持・強化 電力システム改革の断行

(2)エネルギー・ベストミックスの構築

(3)攻めの地球温暖化外交戦略

人口減少下での地域経済再生(ローカル・アベノミクス)、5つの戦略

「まち・ひと・しごと創生本部」の場を通じ、他省庁と連携して政策を展開する

第1の戦略 地域の産業集積の競争力向上

市場のニーズと中核企業の技術 シーズのマッチング支援、裾野の 中小企業との連携支援

産総研等との共同研究への支援 海外販路開拓の支援

海外企業による地方への投資促進 大企業による地域経済への貢献

第2の戦略 地域発ベンチャーの創出

女性や若者等の創業(NPOを含む)や第二創業(既存事業者の新事業への転換)の支援政府調達への参入促進ベンチャー創造協議会の創設起業家教育の充実

第3の戦略 地域サービス業の生産性向上・市場創出

革新的なサービス開発やIT投資の促進、女性・高齢者等の活躍促進大学におけるサービス経営人材の育成の強化「日本サービス大賞(仮称)」の創設中小サービス業でも活用できるロボットの開発・普及促進地進行散型再生可能エネルギーの

第4の戦略 地域のブランド化

市町村と一体となった、消費者に訴求する地域ブランド開発への支援

商品開発から販路開拓までを一貫して行える人材の育成

地域視点でのクールジャパンの推進

第5の戦略 生活サービスの確保と世域経済圏の再構築

ヘルスケアビジネスをはじめとする地域ビジネスの効率化・付加価値向 ト

買物弱者対策など、地域の課題 解決に貢献するNPO等支援

コンパクトシティの推進

平成27年度 経済産業政策の重点

平成26年8月



く 目 次 >

第1章 人口減少下での地域経済再生、5つの戦略

第1の戦略 地域の産業集積の競争力向上

第2の戦略 地域発ベンチャー創出

第3の戦略 地域サービス業の生産性向上・市場創出

第4の戦略 地域のブランド化

第5の戦略 地域の生活サービスの確保と地域経済圏の再構築

第2章 福島・被災地復興の更なる加速

- 1. 早期帰還の実現に向けた自立的で活力ある地域経済の再生
- 2. 福島イノベーション・コースト構想の具体化など希望を持てる新しい街づくりに着手
- 3. 事故収束に向けた廃炉・汚染水対策等の着実な実行

第3章 「経済の好循環」の実現

- 1. 日本の稼ぐ力の強化
 - (1) 国内における環境整備
 - ①立地競争力の強化
 - ②ベンチャーの創出
 - ③大胆な事業再編の促進
 - ④イノベーションシステムの構築
 - ⑤労働移動の円滑化や女性・高齢者等多様な人材の活躍促進
 - (2) 海外市場の獲得と投資の呼び込み
 - ①経済連携の加速
 - ②海外市場の獲得
 - ③対内直接投資の促進

- 2. 中小企業・小規模事業者の活性化
 - (1) 小規模事業者支援策の強化
 - (2) 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進
 - (3) 起業・創業の推進、事業承継・事業引継・廃業円滑化
 - (4) 消費税転嫁対策の推進 / 中小企業・小規模事業者の経営支援の着実な実施
- 3. 環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造の実現
 - (1) エネルギー基本計画の具体化
 - (2) エネルギー・ベストミックスの構築
 - (3) 攻めの地球温暖化外交戦略
- 各施策に付された記号が示す内容は以下のとおり。

★: 法律関連 ◆: その他制度関連 ○: 予算関連(新規、増額等)
□: 税制関連 ○: 財政投融資関連 ○: 組織関連 △: その他の施策

第1章 人口減少下での地域経済再生、5つの戦略

「まち・ひと・しごと創生本部」の場を通じ、他省庁と連携して政策を展開する

人口減少、首都圏への人材流出が進む中、地域経済・社会の持続可能性を確保するためには、まず、地域に良質な雇用の場を創造することが重要となる。さらに、中長期的に地域経済の機能を維持・活性化していくためには、地域の生活サービスの確保や地域経済圏の再構築を進めていくことが必要となる。このため、経済産業省としては、下記5つの戦略により、雇用の場の確保・拡大、地域の経済圏の維持・活性化に取り組んでいく。

第1の戦略 地域の産業集積の競争力向上

第2の戦略 地域発ベンチャー創出

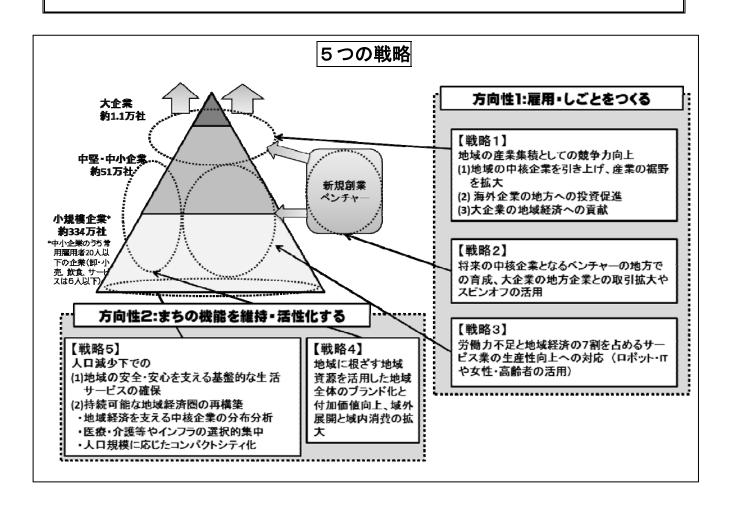
第3の戦略 地域サービス業の生産性向上・市場創出

第4の戦略 地域のブランド化

第5の戦略 地域の生活サービスの確保と地域経済圏の再構築

また、これら戦略を、「まち・ひと・しごと創生本部」の場を通じて他省庁施策と 有機的に結びつけながら政策を展開する。

更に、これら戦略の実行に加え、人口減少の中で我が国全体として、地域経済圏の再デザインと重点化、超低出生率である東京への若年者の流出の歯止めが必要であることを踏まえ、我が国全体として向き合わなければならない課題について検討を行う。



第1の戦略 地域の産業集積の競争力向上

地域経済全体の引上げを図るため、海外も含めた市場動向に軸足を置いた需要開拓と技術革新を同時に進めていくことで地域を支える中核企業/中核企業候補の成長を促すとともに、中核企業から地域の取引先企業の波及効果を促し、地域における産業の集積を推進する。同時に、公的研究機関、大学等との共同研究開発の支援を通じ、地域における共同研究(オープンイノベーション)を拡大する。

加えて、海外企業による地方への投資の促進を通じた地域産業の活性化、大企業の地方拠点(本社・研究拠点等)の機能強化等の大企業による地域経済への貢献を促す。

◇中核企業候補の引上げ

市場のニーズと中核企業候補の技術シーズのマッチング等を通じて、中核企業 候補をより高い技術水準、事業基盤へと引き上げ、取引先企業への波及を通じた 産業集積を形成させる。

また、中堅・中小企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける橋渡し研究機関等との共同研究(オープンイノベーション)を支援するほか、中小企業が、公設試・大学等と連携して行う技術開発を促進する。

さらに、中核企業候補や裾野中小企業に対して、JETROや中小機構が海外販路開拓を強力に支援する。

○新分野進出支援事業

18.0億円(新規)

新分野・新事業への進出を図る地域の中核企業候補に対し、腕利き「プロジェクトマネージャー」がマンツーマンで新事業のコンセプト作り、開発段階での産学連携、事業パートナーの発掘、販路開拓などを一貫して支援する事業を実施。また、中核企業候補の新分野進出の際の新事業実現可能性調査に必要な資金を補助する。

○戦略産業支援のための基盤整備事業

10.0 億円 (新規)

自動車、航空機、健康・医療分野等の「地域戦略分野」ごとに、専門の「戦略分野コーディネーター」を配置。地域で活躍する中堅・中小企業など中核企業候補が当該分野へ進出を図ろうとする際の助言や全国の公設試験研究機関(公設試)・関連企業との共同開発の仲介を行うとともに、分野専門家の観点から各地の公設試等の間の連携促進や機能強化のための助言等を行う。また、人材育成・販路開拓等の支援機能を有した共有施設・設備の整備を補助する。

- ○中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業 24.0億円(新規) 中堅・中小企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し研究機関」 との共同研究を NEDO が支援することで、中堅・中小企業におけるイノベーションの 創出を図る。
- ○革新的ものづくり産業創出連携促進事業 中小ものづくり高度化法の特定ものづくり基盤技術を「デザイン」に広げ、中小 企業が産学官連携して行う技術開発を支援する。さらに、法認定を受けて開発され た製品の、地域の中核企業等との連携による域外販路構築や、商品化・事業化のニ ーズを起点とする研究開発計画策定等を新たに支援する。また、中小企業が大企業 や大学等の知見を活用して行う研究開発も支援する。

○中堅事業者等輸出拡大支援事業

5.0億円(新規)

国内を拠点に生産し、特定分野で高い世界シェアを誇るグローバルニッチトップ 企業を目指す中堅事業者等に対して、海外輸出に向けた戦略作りから成約に至るま での必要な支援をワンパッケージで実施し、我が国の中堅事業者等の輸出の増大を 図る。

- 〇中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 25.0億円 (22.8億円) JETRO 及び中小機構が連携し、海外市場等に関する情報提供や国内外の展示会出展支援等を行うとともに、輸出体制の構築を含めた海外展開の実現可能性調査 (FS調査)や、地域の特徴を活かした海外展開等を支援する。加えて、海外現地の官民支援機関が連携する「中小企業海外現地支援プラットフォーム」を整備し、進出後の課題や事業再編の対応まで一貫して戦略的な支援を実施する。
- ▽地域を支える中核企業に対する貸付制度

地域の中核企業となる中堅・中小企業に対し、商工中金が、新市場開拓・新事業 展開、研究開発、再生・再編等へ取り組む際に必要となる長期性資金(長期・一括 返済・成功利払い)を供給する。

▽グローバルニッチトップ企業を目指した海外展開支援

グローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業に対し、商工中金が海外市場に乗り出す際に必要となる長期性資金(長期・一括返済・成功利払い)を供給する。

◇地域経済を支える中核企業(コネクター・ハブ企業)分析

中核企業を中心とした地域の取引構造について、ビッグデータを活用した取引構造分析(地域経済分析システム)を通じて可視化する。

○△企業取引情報等に基づく地域活性化事業

2.2 億円 (新規)

平成 26 年度に開発予定の「地域経済分析システム」(民間調査会社等や政府が保有するビッグデータを活用して、地域経済における産業構造や人・モノの流れを空間的かつ時系列的に把握し、マップ形式で可視化するシステム)の運用及びデータの更新を行うとともに、新たな分野のデータの追加を含む、更なるシステムの機能強化を行う。

◇海外企業による地方への投資促進

高い生産性、雇用効果を有する海外企業を我が国に呼び込むことにより、地域の活力向上、地域におけるイノベーション創出を促す。

○対内直接投資促進体制整備事業

29.2 億円 (16.0 億円)

地域経済の活性化に資する対内直接投資を拡大させるため、所要の知識・ノウハウ・ネットワークを有する産業スペシャリスト 100 名程度を国内外に配置し、有望な外国企業を自治体と連携して発掘・誘致する。

◇大企業による地域経済への貢献の促進

地方の創生と人口減少の克服に向け、地方における企業拠点の機能強化等のための支援措置について、まち・ひと・しごと創生本部と連携しつつ検討する。

第2の戦略 地域発ベンチャー創出

地域において、新たな付加価値と雇用の場を創出するため、将来の中核企業となるべき地域発のベンチャーを強力に支援する。

◇政府調達への参入促進を通じた経営支援、信用力の向上

★官公需法の改正

創業時の市場・信用確保の為、創業 10 年未満の中小ベンチャー企業を官公需法の対象として位置付け、基本方針や目標額設定などにより、ベンチャー企業からの政府調達を促進する。

◇大企業とベンチャー起業の連携の創出・促進

○ベンチャー創造支援事業

47.0 億円 (新規)

日本経済全体でベンチャー創造を促進するため、ベンチャー企業や大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」を創設する。起業家等をシリコンバレー等に派遣し、世界レベルのベンチャーを輩出する。起業を経験した IT 人材による支援等を通じ、従来のビジネスモデルを革新するベンチャーのスタートアップを促進する。NEDO による優れた技術シーズの実用化開発支援等を行う。

◇起業家教育の充実

○地域創業促進支援委託事業

5.0 億円(7.5 億円)

全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしから、起業・創業に関する基本的知識・スキルの習得、ビジネスプランの策定までを支援する。また、大学等における起業家教育の普及や、小中学校を対象にした地元起業家等との交流等により、創造性や積極性等からなる「起業家精神」を有する人材の裾野拡大を図る。

◇起業・創業・第二創業の促進

○創業・第二創業促進補助金

25.0 億円 (新規)

地域活性化に向け、地域経済の新陳代謝を図るために新たに起業をしたい女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存の不採算部門を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者が行う取組を支援する。また、産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者が行う創業支援の取組を支援する。

第3の戦略 地域サービス業の生産性向上・市場創出

地域経済の約7割を占めるサービス業が抱える生産性の停滞、あるいは需要環境の変化への対応といった課題を克服するため、ロボット・ITを活用したサービス業の生産性の向上、ヘルスケア分野、観光分野、再生可能エネルギー分野における新たな市場の創出に取り組む。

○商業・サービス競争力強化連携支援事業

9.9億円(新規)

中小企業が、新事業活動促進法に基づく「新連携」の認定を受けて、①「サービス高度化ガイドライン(仮称)」に沿って行う、又は、②産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」若しくは「グレーゾーン解消制度」を活用して行う、新しいサービスモデルの開発等を支援する。

- ◆企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度の活用 産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度の活用を通 じ、生産性の向上と新たなビジネスの創出を実現する。
- ○産学連携サービス経営人材育成事業

3.0 億円 (新規)

- ①大学院において、社会人等がサービス産業に特化したより専門的な経営を学ぶ専門教育プログラム、②大学において、サービス産業と連携した実践的なプログラムを増やすため、大学院、大学におけるサービス産業とのコンソーシアム組成や教育カリキュラムの開発等への支援を行う。
- △サービス産業生産性協議会(SPRING)による「日本サービス大賞(仮称)」の創設 顧客の期待以上の価値を提供する優れたサービスや、そのサービスを産み出す仕 組みやプロセスを表彰し、市場へ普及啓発することで、事業者の士気向上並びに他 の事業者の新たな取り組みを促進する。
- ○次世代物流システム構築事業費補助金 12.8 億円(2.8 億円) 地域のニーズに応じた共同輸配送などの荷主と連携して行う物流効率化に向けた 取組を支援し、地方企業の物流コスト及びリードタイムの削減を図ることにより、 物流面から地方の創生を目指す。
- ○創業·第二創業促進補助金(再掲)
- ○ロボットの活用促進(後掲)
- ○コンパクトシティの推進、地域商業機能支援(後掲)
- ○再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金(後掲)
- ○バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業(後掲)

第4の戦略 地域のブランド化

地域の農産品や、伝統工芸品、観光資源といった地域資源を活用したビジネスは 現状では個社の取組にとどまっているものが多く、またマーケット視点での商品開 発が課題。こうした課題を克服し、アウトバウンド(域外市場に売る)とインバウ ンド(消費者の呼び込み)両面からの需要獲得を推進するため、複数の地域資源の 組合せによる地域ブランドカ向上、消費者目線からの商品開発・販路開拓を強力に 支援する。

★中小企業地域資源活用促進法の改正

全国に 14,000 ある地域資源を活用したビジネスを促進するため、「中小企業地域 資源活用促進法」を改正し、「作り手」が消費者の嗜好に敏感な小売事業者等と連携 して行う魅力ある商品・サービスの開発や効果的な販路開拓・情報発信などの取組 の支援を強化する。

○ふるさと名物応援事業

23.0 億円 (新規)

中小企業・小規模事業者が行う「ふるさと名物」などの新商品・新サービスの開発等の支援に加え、製造事業者と連携して「ふるさと名物」の開発等を行う小売事業者等への支援や、地域ブランド力を高める取組、着地型観光の取組を支援する。また、地域を越えた魅力的なストーリー(コンセプト)策定や、「ふるさと名物」などの地域産品の強みを踏まえた海外展開を支援する。

○ふるさとプロデューサー育成等支援事業

4.0億円(新規)

地域の特徴を活かした取組を促進するため、地域の若手人材に対して行う優れた 地域活性化プロデューサーへの長期間のインターンシップなどの OJT 研修や、経営 力強化支援法に基づく認定支援機関に対して行う地域資源活用など事業計画の策定 能力向上研修の実施を支援する。

○小規模事業対策推進事業

68.1 億円 (18.8 億円)

地域におけるふるさと名物の消費を促すため、新たに商工会・商工会議所が「ふるさと名物応援券」を発行する際、その一部を支援する。また、商工会・商工会議所の伴走型支援を通じ、需要を見据えた事業計画の策定・実施に取り組む小規模事業者の販路開拓等を支援する。

○グローバル農商工連携推進事業

10.0 億円 (6.8 億円)

地域の基幹産業である農林水産業の成長産業化に向けて、地域一体となった農林 水産業の競争力強化を図るため、商工業の先端技術・ノウハウ等を活用し、先端的 な生産システム(植物工場等)や、それを起点とした加工・流通・販売システム(コ ールドチェーン・ブランド構築等)の国内外における構築を図るコンソーシアムに よる実証事業を支援する。

- ○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(再掲)
- △クールジャパンによる地域資源の売り込み推進

第5の戦略 地域の生活サービスの確保と地域経済圏の再構築

地域において生活の安全・安心を支える基盤的な生活サービスの維持が困難になるなどの課題が顕在化しているところ。ヘルスケア等地域の課題解決に貢献するビジネスの創出及びその横展開に取り組むとともに、買物弱者など社会的課題を解決する NPO 等を支援する。

また、持続可能な地域経済圏の再構築し、需要実度の維持、行政コスト増大の歯止めを図るため、コンパクトシティの形成促進に取り組む。

◇ヘルスケア産業をはじめとする地域ビジネスの効率化・付加価値向上

○健康寿命延伸産業創出推進事業

10.0 億円 (8.7 億円)

国民の健康増進、医療費の削減、新産業の創出を実現するため、地域における公的保険外健康サービスのビジネスモデル確立と、インセンティブ措置などによる健康投資の促進に取り組む。

◇買物弱者対策等、地域の課題解決への貢献

★NPO 法人への信用保証制度の拡大

中小企業と同様に地域の事業・雇用を担う NPO 法人を、中小企業信用保険の対象に加えることを検討する。

○地域課題解決ビジネス普及事業

2.0 億円 (新規)

介護、保育などの地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する中小企業・NPO 等の取組を支援する。

- ○地域エネルギー供給拠点整備事業(後掲)
- 〇中心市街地再興戦略事業費補助金 (後掲)

◇コンパクトシティの推進

〇コンパクトシティ関連予算(中心市街地再興戦略事業費補助金/戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金/次世代物流システム構築事業費補助金/まちプロデュース活動支援事業委託費/地域商業自立促進事業) 57.3 億円(53.8 億円)

コンパクトシティの形成促進のため、中心市街地及びその周辺地域への波及効果の高い商業施設等の民間投資を活用した整備や、魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材の活用、中核的な施設に対する省エネルギー設備の導入、物流拠点の集約・自動化、空き店舗への店舗誘致、店舗集約化、さらにはこれらまちづくりに関する専門的なスキルを有した人材(タウンマネージャー)の育成等に対する支援を行う。

また、コンパクトシティの形成を進めていく上で生じうる、周辺地域における日常的な商業機能の減退(いわゆる買物弱者問題)等の課題を解決する事業に対する 支援を行う。

第2章 福島・被災地復興の更なる加速

東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先。

とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け全力を挙げて取り組む

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(閣議決定・原子力災害対策本部決定(平成25年12月20日))に則り、引き続き福島・被災地の復興・再生に全力を挙げて取り組む。

本年4月1日には事故後初めて田村市の避難指示が解除された。その他の市町村においても避難指示解除に向けた取組みを更に進めるとともに、引き続き国と地元が協力し、自立的で活力ある地域経済の再生に向け全力で取り組んでいく。

また、震災、原子力災害により産業基盤が失われた被災地において、未来に希望が持てるような新技術や新産業を創出し、経済的自立と地域経済の復興を実現していくため、「福島イノベーション・コースト構想」の具体化を進める。

事故収束については、「中長期ロードマップ」に沿って国が前面に立って廃炉・ 汚染水対策を着実に実行する。

1. 早期帰還の実現に向けた自立的で活力ある地域経済の再生

東日本大震災、原子力災害発生から3年以上が経過し、本年4月1日には田村市の避難指示が解除された。住民の早期帰還、雇用の場の確保を進めるため、地域の商業機能回復や風評被害対策、企業立地促進などを通じ、生活再建支援と産業復興を加速する。さらに、田村市における取組みを横展開し、川内村、楢葉町などその他の市町村においても、帰還に向けた環境整備を進める。

- ○津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金<復興> 事項要求(300.0億円) 東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域 を対象に、企業立地補助制度による雇用の創出や商業回復を通じて地域経済の活性 化を図り、産業の復興を加速する。
- ○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業<復興> 事項要求(220.7億円) 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域(岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等)を対象に、中小企業等 グループが作成した復興事業計画に基づく施設の整備等を支援する。なお、従前の 施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓等を 見据えた新たな取組の実施を支援する。
- ○工業製品等の放射線量測定支援、販路開拓支援<復興> 2.0億円(2.6億円) 工業製品等の風評被害への対策として、①工業製品等の放射線量測定等に関する 指導・助言を行う専門家チームの派遣、②ビジネスマッチング・商品開発支援を実 施する。
- ○▽被災中小企業・小規模事業者等への資金繰り支援<復興>218.0億円(53.0億円) 東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策 金融公庫の「東日本大震災復興特別貸付」による低利融資等を実施する。
- ○被災中小企業・小規模事業者等への事業再生支援<復興> 35.5 億円 (35.5 億円) 被災事業者の二重債務問題のほか、震災の影響により業況が悪化している被災事

業者の再生支援に対応するため、6つのセンターにおいて被災事業者からの相談を 受け付け、相談者の状況に応じて、再生計画策定支援や「産業復興機構」に対する 債権の買取要請等を実施する。

2. 福島イノベーション・コースト構想の具体化など希望を持てる新しい街づくりに着手

被災地の力強い再生を実現し将来に向けた希望を創造するため、今後30~40年にわたる福島第一原発の廃炉(ロボット技術をはじめ多岐にわたる研究開発、部材等の試作・生産、研究者・技術者の育成)や地域で興りつつあるエネルギー・農林水産業のプロジェクトを苗床とした産業の集積を目指す。

○地域経済産業活性化対策等調査費

2.3 億円の内数 (新規)

地域における取組や情勢を把握・分析し、質の高い施策につなげるため、地域経済産業活性化に向けて必要性・重要性の高いテーマを選び、地方経済産業局と連携しながら、委託調査を実施する。具体的には、地域経済のプレイヤーの抱える課題や、被災地における新技術・新産業創出のための拠点整備に向けた事業化等に係る課題等について調査を実施。

○再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業<復興>

65.0億円(50.0億円)

原子力災害の被災地において、住民帰還やふるさとの再建を目的とした再生可能エネルギー発電設備やこれに付帯する蓄電池等の導入を支援する。

○福島医療・福祉機器等開発・事業化支援事業<復興> 23.1 億円(24.9 億円) 福島県内に立地又は、企業間の連携により福島県内に進出予定の医療機器メーカーに対し、実証・製造等の拠点整備に係る支援を行うとともに、災害現場等でも利用可能となる医療機器等の開発を行う。また、医療・福祉機器分野をはじめとしたロボット産業の集積を目指す一環として、災害対応向けのロボット技術開発への支援を行い、産業の裾野を広げ、競争力強化を図る。

3. 事故収束に向けた廃炉・汚染水対策等の着実な実行

福島第一原発の事故収束は、福島再生の大前提。廃炉については、「中長期ロードマップ」を踏まえ、安全かつ確実に進める。特に汚染水問題については、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」を踏まえ、国が前面に出て、汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、という基本方針の下、必要な対策を実行していく。 また、閣議決定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助額のうち中間貯蔵施設相当分について、機構に対して資金を交付する。

○廃炉·汚染水対策研究開発

110.0億円(新規)

福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策において、国内外の叡智を結集・活用し、かつ、当初想定し得ない技術的課題に係る研究開発を促進するため、難易度が高い技術の実現可能性調査(FS調査)及び要素技術開発に必要な費用を補助する。 ○原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金(中間貯蔵施設関連)

350.0 億円 (350.0 億円)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助額のうち中間貯蔵施設相当分に

ついて、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、機構に対して資金 を交付する。

第3章 「経済の好循環」の実現

『日本再興戦略』改訂版を迅速かつ着実に実行する

アベノミクス「三本の矢」によるマクロ環境の改善により、企業の業績や雇用環境は回復傾向。他方では貿易収支の赤字拡大と経常収支の悪化、あるいは競合するグローバル企業との比較における企業の収益力の低迷など構造的な課題も存在。こうした状況下で、景気回復を一過性のものに終わらせず、「経済の好循環」を実現するためには成長戦略の進化が必要不可欠。経済産業省としては、「日本再興戦略」改訂版(平成26年6月24日閣議決定)を迅速かつ着実に実行し、日本の稼ぐ力の強化、中小企業・小規模事業者の活力発揮、環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造の実現を推進する。

1. 日本の稼ぐ力の強化

日本人や日本企業が本来有している潜在力を発揮し、日本経済全体としての「稼ぐ力」を強化していくためには、内(国内における環境整備)と外(海外市場の獲得)の両面からのアプローチが必要となる。

国内においては、法人実効税率の引下げやエネルギーコストの低減など立地競争力の強化に果断に取り組むとともに、大胆な事業再編を通じた選択と集中、将来ある新規事業の創出、付加価値の源泉となるイノベーション創出のための環境整備に取り組む。

国外においては経済連携の推進を加速するとともに、新興国戦略の深化、インフラシステム輸出の推進等、海外市場の獲得に引き続き注力することに加えて、対内直接投資の促進を通じたグローバルなヒト・モノ・カネの呼び込みを強化する。

(1) 国内における環境整備

①立地競争力の強化

国際的な立地競争力を高めて、企業の投資、競争力の強化を促していくために、成長志向型の法人税改革、徹底した省エネルギーの推進等によるエネルギーコストの低減、あるいは産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度の活用等により、ビジネス環境の改善に向けたマクロ面、制度面でのアプローチをより一層強化する。

◇成長志向型の法人税改革

□法人実効税率の引下げ

法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に 重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、来年度から法人実効税率の引下 げを開始し、数年で20%台まで引き下げる。

◇徹底した省エネルギーの推進等によるエネルギーコストの低減(後掲)

②ベンチャーの創出

ベンチャーの創出や、既存企業・事業の新陳代謝が自律的に実践される「ベンチャー創造の好循環」を形成すべく、経済産業大臣の下で実施された「ベンチャー有識者会議」の結論も踏まえ、以下の施策に取り組む。

- ◇政府調達への参入促進を通じた経営支援、信用力の向上
 - ★官公需法の改正(再掲)
- ◇大企業とベンチャー起業の連携の創出・促進
 - ○ベンチャー創造支援事業(再掲)
- ◇起業家教育の拡充
 - ○地域創業促進支援委託事業(再掲)
- ◇起業・創業・第二創業の促進
 - ○創業·第二創業促進補助金(再掲)

③大胆な事業再編の促進

国内の過当競争構造を解消し、思い切った投資によりイノベーションを起こしていくための大胆な事業再編を進めていくため、産業競争力強化法に基づく事業再編支援に引き続き取り組むことに加え、「グローバルベンチマーク」の設定など、企業の収益力強化を促すための仕掛けを検討する。

◆産業競争力強化法の活用

事業再編計画等の活用促進を図るとともに、事業分野全体に収益性・需給動向等の課題がある場合、産業競争力強化法第 50 条に基づき、事業分野に注目した調査公表を検討する。

△グローバルベンチマークの設定の検討

産業競争力強化法第50条を適用する状況にはない場合についても、グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標(グローバルベンチマーク)設定のための検討を進める。

4イノベーションシステムの構築

イノベーションが次々と生まれる国を目指し、研究機関の機能強化や制度面の環境整備、重点分野に対する支援、人材育成等、我が国のイノベーションシステムの改革を総合的に進めていく。

具体的には、これまで我が国においては先進的な技術シーズが新たなビジネスや新製品の創出に必ずしも繋がってこなかったとの認識に立ち、技術シーズ創出と事業化を繋ぐ「橋渡し」機能の抜本的な強化に取り組む。

また、知財システムの整備(職務発明制度の見直し等)や、企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化を踏まえた営業秘密の保護強化に取り組む。加えて、標準化を進め、国内外の新たな市場の獲得を図るため、「標準化官民戦略」を官民で緊密に連携して実行していく。

個別の産業に目を向ければ、IT分野、健康産業、ロボットなどにおいて、革新的なイノベーションとビジネスのチャンスが広がっていることを踏まえ、先進的な取組や技術開発を促進する。

同時に、これらイノベーションの担い手たる人材について、成熟産業から成長産業への労働移動の円滑化、女性をはじめとする多様な人材の活躍促進を図っていく。

◇産総研、NEDO による技術シーズを事業化に繋ぐ橋渡し機能の強化

産、学、公的機関等多様な主体が連鎖的に関わりながら実現されるイノベーションについて、我が国では優れた技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」の機能が不十分な状況。これを踏まえ、産総研における企業との連携強化、ニーズオリエンテッドの研究設定、大学等からの技術シーズの汲み上げを進めるとともに、NEDOにおけるプロジェクト・マネジメント機能の強化等の改革を進める。

- ○独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金 631.1 億円 (608.3 億円) 産業技術総合研究所において、大学等との連携による将来の産業ニーズを踏ま えた技術開発やマーケティング機能等「橋渡し」機能を強化する。
- △NEDO による「橋渡し」機能の強化

技術シーズの迅速な事業化を促すため、プロジェクト・マネージャーへの大幅な権限付与等によるプロジェクト・マネジメント機能の強化、新たなイノベーションの担い手として期待されるベンチャーや中堅・中小企業等への支援の強化等の改革を推進する。

◇企業と大学・研究機関等とのオープンイノベーション促進

企業と大学・研究機関等の連携を促すことで、我が国企業における自前主義 からの脱却、企業が持つ優れた技術の速やかな事業化を促進する。

- □オープンイノベーションの推進(研究開発税制)
- ○革新的ものづくり産業創出連携促進事業(再掲)
- ○中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業 (再掲)

◇イノベーション創出のための知的財産システムの強化

イノベーションの苗床たる知的財産システムについて、世界最速かつ最高品質の審査の実現に向けて、任期付審査官の確保や職務発明の在り方の見直し、営業秘密の保護強化を通じた環境整備を図る。

◎任期付審査官の確保などの審査体制の整備

任期付審査官及び審査官の確保など審査体制の整備・強化等を図る。

- ○中小・ベンチャー企業等への支援 69.7 億円 (43.6 億円) 技術の権利化/秘匿化から権利活用まで知財の相談をワンストップで行う体制 の整備・強化や有望知財の海外での売込み等による海外展開支援の拡充。
- ○知財システムの国際化の推進 91.4億円 (57.1億円) 急増する中国語特許情報のユーザー向け検索環境の整備や審査官派遣等による 新興国の知財保護・知財システムの環境整備。
- ★◆職務発明に関する制度見直し 企業のメリット及び発明者のインセンティブが両立するような職務発明に関す る制度の見直しを行う。
- ★営業秘密保護法制の見直し

我が国における技術流出の実態と課題に照らし、刑事・民事にわたる制度整備によって、我が国企業の営業秘密の保護を強化する(非親告罪化、被害企業の立証負担の軽減等)。

◇標準化官民戦略の推進

新市場の創出や国際競争力の強化につながる戦略的な標準化の推進のため、 官民の適切な役割分担と省庁や産業分野を越えた連携の下、「標準化官民戦略 (平成26年5月15日標準化官民戦略会議)」を実行する。

◆新市場創造型標準化制度の活用

一般財団法人日本規格協会(JSA)が、国内標準(JIS)及び国際標準(ISO/IEC)に対して、それぞれ原案作成団体及び国内審議団体となる、又は、特定の企業自らが、国際標準の原案を策定することを可能とする、総合的な仕組み(新市場創造型標準化制度(本年7月より制度運用開始))を活用し、複数の関係団体に跨がる融合技術や、中小企業を含む少数の企業が保有する先端技術の迅速な JIS 化や国際標準提案を促進する。

○戦略的国際標準化加速事業

16.0 億円(14.8 億円)

中堅・中小企業をはじめとする我が国企業の技術や製品の国際標準化に向けた 実証データ・関連技術情報を収集し、国際標準原案の開発・提案や標準化後の技 術や製品の普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施する。

○高機能 IIS 等整備事業

5.0 億円 (3.0 億円)

我が国が強みを持つ高機能材料などの分野で、ミニマム標準よりも高いレベルの性能・特性を盛り込んだ高機能 JIS や、融合・先端技術などで新市場創造・拡大に資する分野、安全・安心な社会形成等に資する分野の JIS の開発を行う。

◇IT 社会の実現促進

IT・データを活用した高付加価値なビジネスの創出を促進するとともに、個人情報・技術情報の流出等を防ぐため、サイバーセキュリティ対策を推進する。また、安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に取り組む。

△企業における「攻めの IT 投資」を評価する枠組み構築

企業の付加価値向上のための「攻めの IT 投資」を評価するための指標を策定し、投資家やメディア等の経営者の意識に訴求する媒体における企業評価の実施を促す。

△組織の壁を越えたデータ利用環境の整備

産学官で構成する「データ駆動型創出戦略協議会」において、「稼ぐ力」を高めるビッグデータ活用のための環境整備の在り方をとりまとめ、これに基づく施策を検討する。

○大規模 HEMS 情報基盤整備事業

24.2 億円(40.3 億円)

HEMS (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム) から得られるデータを活用した新規事業の創出のため、今年度事業において導入した HEMS から得られたデータの活用に加え、情報基盤の標準化、プライバシールールの整備等を行う。

- ○スマートグリッドのセキュリティ評価実証事業 1.0 億円 (新規) スマートグリッドの安全性を確保するための、スマートメーター等のサイバーセキュリティの評価技術・手順を策定し、その有効性を実証する。
- ○サイバーセキュリティ経済基盤構築事業 17.7 億円 (17.4 億円) 個々の組織の能力では対処が困難な、高度標的型サイバー攻撃を受けた組織に対して、被害状況把握及び被害発生防止の支援を行う IPA サイバーレスキュー隊の事業強化を図る。
- ◆情報処理技術者試験の見直し

サイバー攻撃や内部不正による個人情報・技術情報等の漏洩の深刻化に対し、 企業で情報セキュリティのマネジメントを行える人材の育成を促進するため、セ キュリティマネジメントの試験区分を新設する検討を進める。(2016 年開始を目 指す)

- ○ベンチャー創造支援事業(再掲)
- ★割賦販売法の改正の検討

安全・安心なクレジットカード利用環境を整備し、消費機会の拡大を図るため、 クレジットカード取引に関与する主体の多様化などの環境変化を踏まえた割賦販 売法の改正を検討する。

◇次代の革新的エネルギー・環境技術に対する研究開発の推進

将来の競争力の源泉となる革新的エネルギー・環境技術について、新たに生まれる技術や事業の芽を育てる研究開発プロジェクトを推進する。

- ○エネルギー・環境新技術先導プログラム省エネ・再エネ・CO2削減の3分野に資する、従来の発想によらない革新的な技術について先導研究を行う。
- ○ナノ炭素材料実用化プロジェクト(後掲)
- ○高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発(後掲)

◇健康産業の活性化

先進的な医療機器・システムの創出のための戦略的な投資を行うとともに、 国民の健康増進、医療費の削減、経済成長の一石三鳥を目指し、公的保険外健 康サービスのビジネスモデル確立のための実証的かつ先進的なプロジェクトを 推進する。

- ○未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業 50.2 億円(35.0 億円) 日本が強みを有するロボット技術、IT等を応用した日本初の革新的医療機器・システムの開発及び実用化及び医療機器等の開発指針となる開発ガイドラインの 策定等により、医療機器産業の市場規模を2020年までに3.2 兆円へ拡大させ、我 が国医療機器産業の競争力強化及び健康寿命の延伸を実現する。
- ○医工連携事業化推進事業

39.5 億円 (30.5 億円)

関係機関の連携による医療機器開発支援ネットワークを構築し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援を実施。また、異業種からの新規参入を促進するとともに、高開発リスクや高成長分野について、ものづくり中小企業等や医療機関、製造販売業者、さらには大企業との連携等による医療機器開発を行う(2020年までに100件の開発・実用化)。

- ※医療分野に関する研究開発事業については、独立行政法人日本医療研究開発機構 (A—MED)による一元化対象予算として、総額197.4億円を計上。
- ○医療技術・サービス拠点化促進事業 10.0 億円 (新規) 関係省庁や一般社団法人 MEJ (メディカル・エクセレンス・ジャパン) と連携 しながら、我が国が強みを有する技術・事業分野や地域に重点化し、医療技術と サービスが一体となった戦略的な国際展開を、その基盤となる外国人患者の受入 環境整備とあわせて推進する。
- ○健康寿命延伸産業創出推進事業(再掲)

◇ロボットの開発・普及促進

「作業現場」と「生産現場」のニーズを踏まえた、現場で本当に必要とされるロボットの開発・実用化を推進するため、実用化段階にある技術の導入加速、現場ニーズに即応した市場化技術開発、さらには未来を見据えた新たなシーズ 創出のための技術開発を総合的に推進する。

○ロボット導入実証事業

22.0億円(新規)

中小企業やサービス分野等のロボット未活用分野における導入実証を実施し、 生産性向上を図る。同時にロボット導入に関する実現可能性調査(FS調査)を実施し、費用対効果を示すことでロボット導入を促進する。また、ロボット活用や システム構築を支援できるサービス事業者(システムインテグレータ)を担い手 として育成する。

○ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト 15.0億円(新規) ものづくり、サービス分野を対象に、ロボット活用に係るユーザーニーズ、市 場化出口を明確にした上で、特化すべき機能の選択と集中に向けた技術開発を実 施。また、現場ニーズに応じたロボットシステムを開発できる人材を育成。

○次世代ロボット中核技術開発

10.0 億円(新規)

ロボットが日常的に人と協働する、あるいは人を支援する社会を実現するために、未だ実現していないロボット技術のうち中核的な技術の開発を、産学官の連携で実施。また、新たな技術の導入にあわせて必要になるリスク・安全評価手法、セキュリティ技術など、各種の手法・技術等の共通基盤も研究開発する。

○ロボット介護機器開発・導入促進事業

30.0 億円 (25.5 億円)

2030年に約2,600億円の市場規模を目指し、厚生労働省と連携し策定した移動介助、移動支援等の重点分野において、安価で大量導入可能なロボット介護機器の開発を支援、同時に現場への導入に必要な基準作成等の環境を整備。

⑤労働移動の円滑化や女性・高齢者等多様な人材の活躍促進

成熟分野から成長分野への労働移動の促進、多様な働き方の実現のため、成熟分野に従事する人材に対する再教育・マッチングの実証的な取組を推進する。また、労働者人口の確保やイノベーションの促進のため、女性や高齢者など多様な人材の活躍を慫慂する。

○多様な「人活」支援サービス創出事業

26.0 億円 (28.6 億円)

成熟分野から人材を必要とする成長分野への円滑な「失業なき労働移動」を図るため、スキルと経験を持つ人材が成長分野で活躍するために必要なサービスを一体的に行う「人を活かす(人活)」支援サービスの創出・振興を図る。具体的には、再教育・マッチングのプログラム開発や、同プログラムを受講した人材が実際に成長分野で働く実証等を実施し、成功事例の組成・普及等を推進する。

○中小企業・小規模事業者人材対策事業

20.0 億円 (新規)

地域の中小企業・小規模事業者に対し、子育で等により離職した女性をはじめとして、若者、シニアなど多様な人材の発掘・紹介・定着を一貫支援するとともに、都市部において人材の発掘・紹介を行う地域人材バンク拠点(仮称)を整備。さらに、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修等の実証を通じて、地域の企業における人材育成を促進する。また、カイゼン活動指導者の育成・派遣、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成を支援する。

△女性等の多様な人材が活躍する企業のベストプラクティス発信

女性活躍推進に優れた上場企業を選定・発信する「なでしこ銘柄」の取組等、 女性をはじめとした多様な人材を積極的に活用し、イノベーション等の成果をあ げている企業の優良な事例の発信等により、さらにダイバーシティ経営を推進す る。

(2)海外市場の獲得と投資の呼び込み

経済連携については、TPP、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を推進していく。

海外市場の獲得については、国外において、我が国企業の新製品・技術等が受け入れられやすいルールの形成をはじめ、社会環境の整備を促進するなど新興国戦略を深化させる。また、インフラシステム輸出については、メリハリをつけて戦略的にプロジェクトを推進すべく、波及効果、相手国政府・関係機関の関与の度合い等の観点から案件を絞り込んで重点的に支援を行う。

対内直接投資の推進については、「対日直接投資推進会議」を司令塔とした投資案件の発掘・誘致活動をはじめ、政府横断で取組を進める。

①経済連携の加速

国益を最大化する形での TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、世界全体の貿易・投資ルールづくりの前進を通じて我が国の対外経済関係の発展及び国内の構造改革の推進を図るべく、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。また、締結された協定の活用を促進し、企業の積極的な海外展開を促す。

WTO については、ITA (情報技術協定) 拡大交渉、TiSA (新サービス貿易協定) 交渉、環境物品交渉といった複数国間の取組を推進するとともに、引き続き紛争解決手続の戦略的活用を進める。

②海外市場の獲得

新興国戦略については、国外において、我が国企業の新製品・技術等が受け入れられやすいルールの形成により社会環境の整備を促進するとともに、制度整備とのパッケージ化により波及効果が期待できる医療・流通・食等の分野別戦略を強化する。また、我が国企業の新興国等の新たな市場獲得を一層強力に支援するため、JETROの機能を強化する。

インフラシステム輸出については、メリハリをつけて戦略的にプロジェクトを 推進すべく、波及効果、相手国政府・関係機関の関与の度合い等の観点から案件 を絞り込んでマスタープラン作成、FS支援等を行う。

クールジャパンについては、昨年 11 月に設立したクールジャパン機構(海外需要開拓支援機構)によるリスクマネーの供給を呼び水として、海外における日本のコンテンツ、地域産品、日本食等の展開を進める。

◇海外におけるルール形成への働きかけをはじめとした新興国戦略の深化

新興国の成長市場の獲得に向け、各国の特性や進出度合に応じて戦略的に市場開拓に取り組むとともに、国外において、我が国企業の新製品・技術等が受け入れられやすいルールの形成により社会環境の整備を促進する。また、医療・流通・食など新興国における課題解決と我が国企業が強みを持つ技術、分野の売り込みの相乗効果が期待できる分野において取り組みを強化する。

○新興国市場開拓事業

23.5 億円 (20.0 億円)

急速に拡大する新興国市場の獲得に向け、相手国市場の実情や我が国企業のニーズに応じて政策資源を戦略的・集中的に投入する。政策対話を通じた相手国の産業政策・制度構築支援、日本製品の環境性能を示すための実証事業、ミッション派遣や商談会・テストマーケティング等の商機拡大の促進、安全対策を通じた我が国企業の進出環境整備を行う。

○◆標準化官民戦略の推進(再掲)

◇官民協調でのインフラシステム輸出

メリハリをつけて戦略的にプロジェクトを推進すべく、波及効果、相手国政府・政府機関の関与の度合い等の観点から案件を絞り込んでマスタープラン作成、FS調査、実証、トップセールスなど総合的かつ重点的な支援を行い、インフラシステム輸出の拡大に取り組む。

○海外開発計画調査等事業

10.0 億円(12.9 億円)

開発途上国政府の要請等に応じた当該国の産業振興・産業基盤整備等について の総合開発計画等の立案や政策提言を独立行政法人国際協力機構に委託する。ま た、日本企業の海外進出拠点の整備や重要なインフラ案件の受注を支援するため、 主要な新興国を対象とした政府間協議やミッション派遣等を行う。

- 〇インフラシステム海外展開促進調査等事業 8.5 億円(5.0 億円) 世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことで我が国の力強い経済成長 につなげるべく、インフラ海外展開案件候補について事業実施可能性調査を実施 し、日本企業の受注獲得を後押しする。
- ○クリーンコール技術海外普及展開等事業 30.0億円(新規) 我が国が有する高効率石炭火力発電技術等のクリーンコール技術(CCT)の海外 における導入促進のため、相手国と連携したFS事業やモデル実証の実施を通じ、 その成果を相手国の入札条件や制度構築等にも反映すること等により、我が国の CCTの海外普及を支援する。
- ○貿易投資促進事業 16.5 億円 (19.6 億円) 今後の急成長が見込まれる新興国が抱える課題を解決するとともに、インフラシステム輸出や日本企業の海外展開を後押しするため、研修・専門家派遣、若手人材のインターンシップ、及び現地との共創促進事業を実施。
- ○新興市場開拓人材育成支援事業 12.1 億円 (12.1 億円) 日系企業の海外展開に必要となる現地拠点を強化するために、現地日系企業等 の経営・販売・開発・設計等に携わる現地幹部人材やインフラ等の運転・保守管 理人材を育成する。
- ○医療技術・サービス拠点化促進事業(再掲)
- ○国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業(後掲)
- ★独立行政法人日本貿易保険の全額政府出資の特殊会社への移行(貿易保険法改正) 独立行政法人日本貿易保険によるインフラシステム輸出へのファイナンス・リスク補完機能の更なる強化に向け、国の政策意図反映にも留意しつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、同法人の特殊会社への移行及び、貿易再保険特会の廃止・同法人への移管等を内容とする貿易保険法の改正を検討する。

◇クールジャパンの推進

日本の魅力を海外に発信し、現地での需要創出、さらには日本への観光客の呼び込みを実現するため、昨年 11 月に設立したクールジャパン機構(海外需要開拓支援機構)による対象事業への出資や、コフェスタやプロデューサー人材の育成等を通じて、クールジャパンの海外展開を支援する。

△クールジャパン機構による海外展開支援

○コンテンツ産業強化対策支援事業

7.2 億円 (7.0 億円)

国際見本市(コ・フェスタ)の実施を支援するとともに、海外展開を促進するため、各国政府と連携して事業環境整備を集中的に行う場の提供等を行う。また、海外展開の中核を担うプロデューサー人材等を育成するため、フィルムスクールへの留学を支援する。さらに、著作物データ管理に係るルールを整備し、アーカイブ・データベースを構築し、ビジネス向けに運用する実証事業を行う。

○△国際博覧会出展事業

10.0 億円(11.0 億円)

ミラノ国際博覧会への日本館出展を通じ、我が国の魅力を国際社会に広く発信する。

◇JETRO の機能強化

日本の各地域と海外との間でアウトバウンドとインバウンドの双方向の好循環を生み出すため、JETROのネットワークを活用し、関係機関と連携しつつ、対内直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開等について総合的な支援体制の強化を図る。

- ○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金 269.8 億円 (218.6 億円) JETRO が行う日本企業の海外展開支援、対内直接投資促進、経済連携の強化等に向けた調査・研究及び海外ビジネス情報発信等を実施するために必要な運営費を交付する。
- ○△地域企業グローバル展開支援・連携促進事業 10.7億円(新規) 地域の中堅・中小企業の海外展開を重点的に支援すべく、企業OBや民間コン サル等を活用して、企業に対するきめの細かい一貫支援を提供するとともに、ジェトロの有する国内外のネットワークを基盤として、ジェトロが事務局となり公 的支援機関・自治体・金融機関等が情報共有しつつ企業の課題解決を図る体制(海 外展開一貫支援ファストパス制度)を各地域に構築する。
- ○中堅事業者等輸出拡大支援事業(再掲)

③対内直接投資の促進

対内直接投資の推進については、「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組むとともに、 経済産業省としては、産業スペシャリストによる誘致体制の強化、外国企業の誘致に積極的な地方自治体との連携を進める。

- ○対内直接投資促進体制整備事業 (再掲)
- ○△JETRO の機能強化(再掲)

2. 中小企業・小規模事業者の活性化

中小企業・小規模事業者の活性化については、本年6月に成立した小規模企業振興基本法に基づいて小規模事業者支援策を強化するとともに、開・廃業率10%、黒字中小企業・小規模事業者の倍増(70万社→140万社)の目標達成に向けて、起業創業の推進、事業承継・事業引継・廃業の円滑化など中小企業の新陳代謝に資する施策を推進する。

(1) 小規模事業者支援策の強化

本年6月に成立した小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する基本的な施策、方針等を定める基本計画を策定するとともに、商工会・商工会議所による伴走型の小規模事業者支援など、小規模事業者の事業環境の整備・経営基盤の強化を図る。

◆小規模企業振興基本計画の策定

小規模企業振興策について、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するため、施策の基本的な方針、政府が講ずる施策等をとりまとめた「基本 計画」を策定する。

○小規模事業対策推進事業(再掲)

地域におけるふるさと名物の消費を促すため、新たに商工会・商工会議所が「ふるさと名物応援券」を発行する際、その一部を支援する。また、商工会・商工会議所の伴走型支援を通じ、需要を見据えた事業計画の策定・実施に取り組む小規模事業者の販路開拓等を支援する。

- 〇小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)等 41.0億円(40.0億円) 商工会・商工会議所等の経営指導員が経営指導を行うことで、日本政策金融公庫 が小規模事業者向けに無担保・無保証人・低利で融資を行う際、日本政策金融公庫 に対し金利差分の補給金を交付する。また、経営発達支援計画の認定を受けた商工 会・商工会議所からの事業計画策定支援を受けた小規模事業者に対し、日本政策金 融公庫が低利で融資する。
- ○小規模事業者統合データベース事業 2.0 億円 (新規) 中小企業基盤整備機構に整備した統合データベースと支援機関等が蓄積している 情報を統合することで、支援機関が小規模事業者に対して経営指導を実施する際の 基礎となるデータベースを整備する。
- ○中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業(後掲)

(2) 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進

中小ものづくり企業、サービス業の生産性を向上し、新たな付加価値を生むイノベーションを推進するため、中小企業・小規模事業者と大学、公設試等との産学連携による技術開発や、中小企業・小規模事業者が連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。さらに、革新的技術等を持つ中小企業・小規模事業者の新たな販路開拓等を促進するため、情報プラットフォームの活用・整備を図る。

- ○革新的ものづくり産業創出連携促進事業(再掲)
- ○商業・サービス競争力強化連携支援事業(再掲)
- ○中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業 9.0 億円 (新規) 中小企業が施策情報や先輩経営者・専門家とのコミュニティに一元的にアクセスできるサイト「ミラサポ」の運営と自立化に向けたシステム開発等を行う。また、電子申請や電子商取引などに関する専門家を派遣することにより、IT の初歩的な課題解決を図る。さらに、大企業等のニーズを提示し、革新的技術等を持つ中小企業とマッチングさせる「逆見本市」を開催する。
- ○事業計画策定・実行支援事業

15.0 億円 (新規)

アイデア・技術などを有するものの財務上の問題を抱え新事業展開等に困難を来たしている中小企業・小規模事業者について、認定支援機関等が事業計画の策定・ 実行を支援することで、資金繰りの円滑化を図る。

(3) 起業・創業の推進、事業承継・事業引継・廃業の円滑化

開・廃業率 10%の目標達成に向け、創業者への支援に加え、産業競争力強化法に基づく市町村計画(認定創業支援事業計画)に位置付けられた創業者支援事業者が行う経営指導等に対して支援措置を実施する。

また、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、中小企業の新陳代謝を促すため、事業承継を契機とした既存事業からの撤退と新事業展開(第二創業)の促進、後継者不在企業の事業売却(M&A)を円滑化するためのガイドラインの作成、事業引継ぎ支援センターの拡充等を進める。また、廃業時のセーフティネット・事業承継支援機能を拡充するため、中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度を見直す

- ○創業·第二創業促進補助金(再掲)
- ○経営者保証ガイドラインの周知・普及事業 1.4億円(新規) 「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及により、個人保証に依存して きた融資慣行を改善し、中小企業・小規模事業者の思い切った事業展開や早期の事

○△「事業引継ぎ支援センター」の拡充 46.0億円の内数(44.4億円の内数) M&A を促進するため、後継者不在企業と中小企業等のマッチングを支援する「事業 引継ぎ支援センター」を拡充する(現在14箇所→27年度:24箇所)とともに、後 継者不在企業と起業意欲あふれる個人とのマッチングを支援する「後継者バンク」

★◆小規模共済制度の見直し

を新たに設置する。

業再生等を促進する。

小規模企業共済制度において、親族内での事業承継時に受け取れる共済金を廃業時並みに引き上げることや申込金の廃止等の見直しを検討する。

★NPO 法人への信用保証制度の拡大(再掲)

(4) 消費税転嫁対策の推進 / 中小企業・小規模事業者の経営支援の着実な実施

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、①監視・取締り対応、②事業者からの相談対応・広報を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行うとともに、中小企業・小規模事業者への資金繰り支援、経営相談等を着実に実施する。

- ○消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業 46.3億円(46.3億円) 取引上の立場の弱い中小企業・小規模事業者は、取引相手から転嫁拒否等の違反 行為を受けている旨を自ら申し出にくいという実態があることから、悉皆的な書面 調査を実施し、474人体制で積極的な情報収集・取締りを実施する。
- ○消費税転嫁対策窓口相談等事業 15.0億円(新規) 消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体 等と連携した講習会の開催、相談窓口の設置、中小企業・小規模事業者向けの分か りやすいパンフレット等による周知等を通じたきめ細かいサポートを行う。
- ○▽中小企業・小規模事業者への資金繰り支援 236.8億円(236.8億円) 政策金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円 滑化を図る。
- ○中小企業再生支援協議会事業 46.0億円(44.4億円) 事業の収益性はあるものの財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の 経営改善・事業再生を支援するため、中小企業再生支援協議会の常駐専門家による 窓口相談・再生計画策定支援、モニタリング等を行う。

3. 環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造の実現

本年4月、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとしたエネルギーをめぐる環境変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示した第4次エネルギー基本計画を閣議決定した。エネルギーミックスを含め、今後はエネルギー基本計画に位置づけられた取組を着実に具体化していく。

また、地球温暖化対策については、世界大での温室効果ガス削減に日本の「技術」 で貢献する「攻めの地球温暖化外交戦略」を着実に実施する。

(1) エネルギー基本計画の具体化

第 4 次エネルギー基本計画に基づき、各種施策を実行し、環境・エネルギー制 約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造を実現する。

具体的には、徹底した省エネルギーを推進することにより更なるエネルギー効率の向上を図りつつ、供給側においては、遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了することを目指すとともに、ガスシステム改革等に取り組む。また、安全性が確認された原子力発電の再稼働、LNG 等の 調達コストの低減、エネルギー先物市場の整備等の取組を、着実かつ早急に進める。

◇徹底した省エネルギーの推進

省エネの専門家によるエネルギーマネジメントや省エネ診断の活用、先端的な省エネ設備の導入、複数工場にまたがる生産ライン等の集約、コージェネレーションや未利用熱エネルギー等の活用といった徹底した省エネルギーの取組を事業者に促す制度を整備し、世界最高レベルのエネルギー効率を実現する。また、需要家のネガワット(節電容量)の取引を促進するため、需要抑制の測定方法等に関するガイドラインを策定する。

- ○エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 750.0億円(410.0億円) 工場・事業場等における省エネ設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等 の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助する。また、 工場間で一体となった省エネの取組を支援対象に加える。
- ○省エネルギー対策導入促進事業費補助金 10.5 億円(5.5 億円) 中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの導出をはじめとした診 断事業等を実施するとともに、診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体 を通じて情報発信する。また、各地域できめ細かく経営支援を含めた省エネの相談 に対応することができる体制を整備する。
- 〇エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金 35.0億円(24.0億円) 省エネ設備の導入や一部のトップランナー機器の設置を促進するため、民間金融 機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行う。事業の実施に当たっては 地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企 業等の省エネ投資を後押しする。
- ○住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金

150.0 億円 (76.0 億円)

エネルギー消費量が増大している住宅・ビルの省エネルギー化を推進するため、 ZEHの導入を支援するとともに、ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物導入を 支援する。また、既築住宅・建築物の断熱性能向上を図るため、高性能な断熱材や 窓等の導入を支援する。

※ZEH / ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル): 年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅/建築物

○次世代エネルギー技術実証事業費補助金

12.5億円(12.5億円)

ピーク需要を効果的に削減するため、複数の工場、業務用ビル等のネガワット(節電量)を管理し、取引する「ネガワット取引」の制度構築に向けた実証等を行い、ディマンドリスポンスを定着させるための環境を整備する。

○ナノ炭素材料実用化プロジェクト

17.0億円(15.4億円)

新しい単層カーボンナノチューブ等高い省エネ効果を有するナノ炭素材料の実用化を推進するため、企業、研究機関、大学等により、同材料を用いた幅広い製品の実用プロセス技術の開発・実証を行うとともに、高品質量産技術の確立を図る。同時に、安全性評価のための計測技術等の基盤技術を開発する。

○高機能リグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術開発

7.6 億円(新規)

植物を原料とし、鋼鉄の1/5の軽さで鋼鉄の5倍以上の強度を持ち、かつ樹脂への分散性・耐熱性等に優れたリグニン被覆(リグノ)セルロースナノファイバーについて、原料から最終製品までの省エネ型一貫製造プロセスの構築及び軽量化による省エネを可能とする自動車部品・建材等の部材化に関する技術開発を実施する。

□車体課税の抜本的見直し

◇国民負担とバランスを取りながらの再生可能エネルギーの最大限導入

固定価格買取制度については、再生可能エネルギー源の最大限の導入促進と 国民負担の抑制を最適な形で両立させるような施策の組み合わせを構築することを軸として総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、 低コスト化を目指した洋上風力の研究開発・実証、開発促進等に取り組む。

○洋上風力発電等技術研究開発

79.3 億円(49.0 億円)

浮体式洋上風力発電の更なるコスト低減を実現するため、技術開発・実証を行う。 また、我が国の地形・気象条件に適した洋上風力発電技術を確立すべく千葉県銚子 沖及び福岡県北九州沖で着床式洋上風力発電の実証を行うほか、着床式洋上ウィン ドファームの開発を行う。

○地熱資源開発調查事業

90.0億円(65.0億円)

地熱発電は、安定的に発電が可能なベースロード電源の一つであり、我が国は世界第3位の資源量(2,347万kW)を有する一方で、地質情報が限られており事業リスクが高いことから、資源量のポテンシャル調査や掘削調査等の初期調査に対して支援を行う。

- ○高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発 51.0 億円(新規) 製造コストの低減や高効率化が期待される先端複合技術型シリコン太陽電池の実 用化、CIS 系太陽電池における構造最適化を重点的に行う。また、従来技術の延長 線上にない、超高効率化の実現に向けて新構造太陽電池等を実用するため要素技術 開発に取り組む。
- ○電力系統出力変動対応技術研究開発事業 60.0億円(40.0億円) 風力等再生可能エネルギーの発電量の出力変動に対する予測技術を高精度化・実 用化することにより、最小の出力変動への対応で最大の再生可能エネルギーの受け

入れを可能とする予測技術と制御技術を組み合わせた、需給調整に係る技術開発を 行う。

- ○再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業費 27.0億円(20.0億円) 再生可能エネルギーの導入拡大による余剰電力対策用蓄電池として、揚水発電と 同等の設置コスト(2.3万円/kWh)まで大幅に低減することを目標とした蓄電池技 術の高度化を行う。
- ○風力発電のための送電網整備実証事業費補助金 105.0億円(150.5億円) 再生可能エネルギーの中ではコストが相対的に低い風力発電の導入拡大のため、 風力発電の適地である北海道及び東北の一部地域において送電網の整備・技術課題 の実証を行う。
- ○環境アセスメント調査早期実施実証事業 20.0億円(20.0億円) 風力発電や地熱発電の設置に係る環境アセスメントの迅速化に向け、従来3~4年 程度かかる環境アセスメント手続における環境影響調査を前倒し、他の手続と同時 並行で進める場合の課題の特定・解決を図るための実証事業を集中的に実施する。
- ○次世代洋上直流送電システム開発事業 10.0 億円 (新規) 大規模洋上風力発電の導入に向けて、洋上での長距離送電等が課題となることか ら、高信頼性や低コストの観点から直流送電システムの開発を行う。
- ○再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 80.0億円(40.0億円) 地域における再生可能エネルギー熱利用の拡大を図るため、自治体や民間事業者 等による地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱利用設備の導入支援を大 幅に強化する。
- ○バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 5.0億円(2.5億円) 地域におけるバイオマスエネルギー利用の拡大に資する技術体系及びビジネスモデルを確立するため、過去の実証事業等の成果を踏まえ技術指針及び導入要件を策定するとともに、当該指針及び要件に基づき地域特性を活かしたモデル実証事業を行う。

◇水素社会の実現に向けた取り組み

水素社会の実現に向けたロードマップに基づき、水素の製造から輸送・貯蔵、 そして家庭用燃料電池(エネファーム)や燃料電池自動車等の利用に至る必要 な措置を着実に進める。

○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 (燃料電池自動車を含む)

300.0 億円 (300.0 億円)

省エネ・CO2 排出がゼロである燃料電池自動車等、次世代自動車の導入を補助することで、世界に先駆けて普及を促進し国内市場の確立を図る。

- ○水素供給設備整備事業費補助金 110.0億円(72.0億円) 2014年度内の燃料電池自動車の市場投入を踏まえ、四大都市圏を中心に民間事業 者等の水素ステーション整備費用の補助を行う。また、水素供給設備を活用して行
- う、燃料電池自動車の新たな需要創出等に必要な活動費用の補助を行う。 ○民生用燃料電池 (エネファーム) 導入支援補助金 150.0 億円 (新規)

省エネルギー及び CO2 削減効果が高い家庭用燃料電池 (エネファーム) の更なる普及の促進を図ることで、早期に自立的な市場を確立し、2030 年に 530 万台普及を達成するため、設置者に対し導入費用の補助を行う。

○水素利用技術研究開発事業

45.0 億円(32.5 億円)

規制緩和に必要な実証を行うとともに、燃料電池自動車及び水素ステーションの早期の自立的拡大に向けて、水素ステーションの整備コスト、水素輸送コスト、燃料電池自動車価格の低減に必要な研究開発等を行う。

○◆新エネルギー技術等の安全な普及のための高圧ガス技術基準策定

0.9 億円 (0.9 億円)

燃料電池自動車や水素スタンド等の新しい技術を安全に普及させるため、専門家による検討や海外基準・規制の調査を実施し、高圧ガスの技術基準等を策定する。

- ○未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業 38.0億円(新規) 海外の未利用エネルギーである褐炭や副生水素等を活用して水素を製造し、当該 水素を安価で安定的に国内に供給する輸送手段の実証を行うとともに、水素発電に 係る技術実証を行うことにより、水素サプライチェーンの構築に向けた取組を推進 する。
- ○革新的水素エネルギー貯蔵・輸送等技術開発 17.5 億円 (16.0 億円) 再生可能エネルギー等から低コスト・高効率で水素を製造する次世代技術や、水 素を長距離輸送・大量貯蔵が比較的容易なエネルギー輸送媒体に効率的に転換する 革新的技術等の要素技術の開発を行う。

◇安全性が確認された原子力発電の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙 げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的 な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適 合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進め る。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、 取り組む。

また、放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発、核不拡散の取組、安全性の高度化に貢献する技術開発の国際協力等を行うとともに、こうした分野における人材育成についても取り組む。あわせて、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者が廃炉を含めて安全に事業を実施することができるよう、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行う。

○発電用原子炉等安全対策高度化事業

48.0億円(49.0億円)

東京電力福島第一原子力発電所の事故で得られた教訓を踏まえ、原子力発電所の 包括的なリスク評価手法の高度化等、更なる安全対策高度化に資する技術開発及び 基盤整備を行う。

○高速炉等技術開発委託費

47.5億円(43.0億円)

放射性廃棄物の減容化・有害度低減等に資する高速炉の実証技術の確立に向けて、 米国や仏国等との国際協力や安全性強化に資する研究開発に取り組む。

○革新的実用原子力技術開発費補助金

4.0億円(2.5億円)

革新的な原子力技術であって、その実用化の推進を図ることが必要なものであり、特に安全性の向上や放射性廃棄物の減容化・有害度低減に資する次世代炉等の研究開発を行う。

○地層処分技術調査等委託費

35.5 億円(35.0 億円)

高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性・安全性のより一層の向上に向

け、深地層の研究施設等を活用した天然の地質環境・人工バリアの機能の評価方法 等や、廃棄物の回収可能性、使用済燃料の直接処分等の代替処分方法に関する調査・ 研究を行う。

◇資源の供給源の多角化

化石燃料への依存が高まっている状況の中で、石油・天然ガスの安定的かつ 安価な供給確保は重要な課題。そのため、リスクマネー供給の強化等を通じて 権益確保等を強力に推進し、供給源の多角化を進めていくとともに、資源外交 の積極的な展開により資源供給国との関係強化に取り組んでいく。

○探鉱・資産買収等出資事業出資金

590.0 億円 (471.9 億円)

石油・天然ガスの安定的かつ安価な供給の確保に向けて、資源外交を積極的に展開するとともに、JOGMEC を通じたリスクマネーの供給を強化することにより、我が国企業による石油・天然ガスの権益獲得等を強力に推進し、供給源の多角化を進める

○海外地質構造調査等事業費

18.0億円(17.0億円)

事業リスク等が高いため我が国企業が探鉱に踏み切れない海外のフロンティア地域において、JOGMECが地質調査等を実施するとともに、優先交渉権等の獲得を通じ、我が国企業による有望な石油・天然ガスの権益獲得を支援する。

○産油・産ガス国開発支援等事業

43.2 億円 (26.2 億円)

産油・産ガス国のニーズに対応した人材育成、国際交流、先端医療や環境分野等での技術協力など幅広い分野にわたる協力事業の実施等を通じて、資源国との戦略的かつ重層的な関係を強化し、我が国企業による石油・天然ガスの権益の確保や石油・天然ガスの安定供給の確保を実現する。

○日アフリカ資源大臣会合運営事業等委託費

1.7億円(0.3億円)

政府による第2回「日アフリカ資源大臣会合」(2013年5月に第1回を東京で開催。 第2回以降は隔年で実施)の開催を通じて日アフリカ間の更なる関係強化を進め、 我が国企業による資源関連投資に向けた環境整備を進める。

◇海洋資源開発の推進

世界で第 6 位の排他的経済水域の広さを持つ我が国は、海洋におけるエネルギー・鉱物資源の開発ができれば、自給率を飛躍的に高めることができる可能性があることから、最も安定的な供給源として有望な海洋資源の開発を促進していく。また、今年度から、国連大陸棚限界委員会から認められた延長大陸棚で海洋鉱物資源探査を初めて開始する。

○メタンハイドレート開発促進事業

140.3 億円(127.3 億円)

砂層型メタンハイドレートについては、より長期の海洋産出試験の実施に向けた 準備を行うとともに、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。表層型メタンハイ ドレートについては、資源量把握に向けた広域調査や地質サンプル調査の調査海域 を拡大するとともに、資源回収技術の調査等に着手する。

○国内石油天然ガス基礎調査委託費

146.1億円(145.0億円)

海洋基本計画に基づき、我が国周辺海域において三次元物理探査船「資源」による基礎物理探査を着実に実施するとともに、有望海域における基礎試錐(ボーリング調査)の実施に向けた準備作業を行う。

○深海底資源基礎調査事業

50.0 億円(45.0 億円)

我が国周辺海域のコバルトリッチクラストやレアアース堆積物など深海底鉱物資源のポテンシャル評価のため、政府が主導となり海洋資源調査船「白嶺(はくれい)」による調査を行うとともに、開発に必要な技術の基礎調査を実施する。

◇石油・LP ガスサプライチェーン等の維持・強化

製油所の設備最適化や石油化学工場等も含めた事業再編等を通じて、石油コンビナートの国際競争力を強化する。加えて、災害時の石油・LP ガス供給の早期回復に向けて、①製油所の耐震・液状化対策等への支援や、②石油精製・元売業者の災害対策基本法上の位置づけや系列 BCP の見直し、災害時燃料物流円滑化に向けた関係省庁との協力、③地域の中核的な供給拠点となる SS の経営基盤強化への支援等を行う。また、全国の石油・LP ガスサプライチェーンを維持すべく、SS 過疎地域における SS 等の経営基盤強化への支援を行う。

○石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業

220.0 億円(新規)

石油コンビナート等の生産性と危機対応力を向上させるべく、複数製油所等の事業再編・統合運営による設備最適化投資や、製油所単位での残油処理能力等に優れた次世代型製油所モデルの構築投資、首都直下地震等に備え、被害を最小化し早期の石油供給機能回復に必要な製油所等の強靭化投資を支援する。

○石油製品流通網維持強化事業

22.8億円(12.5億円)

平時及び災害時における石油製品の安定供給を確保するため、揮発油販売業者の運営コスト削減による経営安定化、地域の実情等を踏まえた実証事業及びSS(サービスステーション)の災害対応能力強化・外部環境の変化に向けた人材の育成等を支援する。

○高圧ガス設備の耐震補強支援事業

18.4億円(新規)

(うち、高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業

9.2 億円)

高圧ガス設備の耐震性を強化するため、東日本大震災後に見直しを行った最新の耐震基準に合わせ、事業者が行う保安上重要度の高い既設設備等の補強等の費用の一部について支援する。

○ガス導管劣化検査等支援事業

3.5 億円 (2.0 億円)

公共の安全を確保するため、保安上重要な建物である地下街、病院、学校、マンションなどを対象に、腐食や地震による破損等を原因とするガス漏れの可能性が特に高い、需要家敷地内に埋設された経年埋設内管の交換・修理に必要な土木工事費等の一部を補助する。

○地域エネルギー供給拠点整備事業

43.0億円(42.0億円)

石油製品の安定供給を確保するため、SS(サービスステーション)の地下タンク等の撤去、災害対応能力を強化するための地下タンクの入れ換え・大型化や漏えい防止対策、自家発電機導入、SS 過疎地における簡易計量器の設置、土壌汚染の有無に関する検査経費等に係る費用について支援する。

○石油製品利用促進対策事業

7.5億円(6.0億円)

災害等により供給網が途絶した場合であってもエネルギーの安定供給を確保するため、避難所、病院等に設置する災害時に活用可能な石油製品・LPガスの貯槽等の導入を支援する。

◇電力システム改革の断行

第一段階の改革については、2015 年 4 月の広域的運営推進機関の始動に向け準備を進める。

第二段階の改革については、電気の小売業への参入の全面自由化のための環境整備を進める。

第三段階の改革(法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保)については、次期通常国会への法案提出を目指す。

★○電気事業法の改正等

低廉かつ安定的な電力供給や、需要家の選択肢と事業者の事業機会の拡大を実現するべく、多様な電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、法的分離の方式により送配電部門の中立性を向上させるとともに、電気の小売料金の全面自由化等に向けた制度改正を行う。また、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成27年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させる。

◇ガスシステム及び熱供給システム改革の推進

ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、次期通常国会への法案提出を目指し、準備を進める。また、電力・ガスのシステム改革と併せて、エネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。

★ガス事業法の改正

ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、都市ガスの小売業への参入の全面自由化、供給インフラのアクセス向上と整備促進、簡易ガス事業制度の廃止等の制度改正を行う。

★熱供給事業法の改正

事業者の創意工夫を促し、需要家が多様な料金メニューを選択し得る環境を整備する等の観点から熱供給事業に関するシステム改革を推進する。

(2) エネルギー・ベストミックスの構築

エネルギーミックスについては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼動の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しのほか、COP などの地球温暖化に関する国際的な議論の状況なども見極め、検討を行う。

(3) 攻めの地球温暖化外交戦略

「攻めの地球温暖化外交戦略」(平成25年11月策定)に基づき、①環境エネルギーの革新的技術開発の推進、②「二国間オフセット・クレジット制度」の推進、③「エネルギー・環境技術版ダボス会議」開催等を着実に実施する。

- ○二酸化炭素回収貯留 (CCS) 技術の実用化に向けた取組 119.7 億円 (117.3 億円) CCS の 2020 年頃の実用化に向けて CO2 の分離・回収、安全性評価に関する研究 開発を加速化するとともに、CO2 大規模発生源の CO2 を地中に貯留する実証事業を推進する。また、国内の貯留候補地のポテンシャル調査を実施する。
- ○二国間オフセット・クレジット制度の推進 61.5 億円(69.4 億円) 二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の本格運用により、我が国の低炭素 技術・製品等の国際展開を通じた地球規模での温室効果ガス排出削減に貢献する。 ○地球温暖化対策技術等国際連携推進事業 1.5 億円(新規)
 - 環境負荷を低減する様々な技術やノウハウを持つ我が国の位置付けを最大限に活かすべく、イノベーションの加速を通じた地球温暖化問題解決のため、世界の産学官トップが一堂に会し、議論する「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」(いわば、「エネルギー・環境技術版ダボス会議」)を、毎年東京で開催する。
- ○気候変動適応効果可視化事業 3.0億円(新規) 気候変動による影響へ適応するための対策(適応策)に関し、高い効果が見込まれる適応プロジェクトを組成して、その効果を可視化し、途上国等、各国の適応行動の強化に貢献するとともに、我が国の優れた技術の途上国への普及を目指す。
- ○国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業 168.3 億円(220.0 億円) 我が国の省エネ・再生可能エネルギー等の技術の国際展開を推進するため、海外において、我が国の技術・システムの実証を行う。また、実証成果を踏まえ、我が国の技術を商業ベースで普及拡大させるため、相手国政府による普及努力を促すとともに、実証事業後のフォローや普及支援を徹底する。

平成27年度 経済産業省関係 概算要求

		26年度 当初予9		27年度 概算要求		対前年 増減率
一般会計(エネ特繰入除く)		3,370	億	3,873	億	14.9%
う	ち、中小企業対策費	1,111	億	1,295	億	16.5%
う	うち、科学技術振興費(※1)	1,004	億	1,208	億	20.4%
う	うち、その他	1,254	億	1,370	億	9.2%
エネル	レギー対策特別会計(※2)	8,727	億	9,748	億	11.7%
う	ち、エネルギー需給勘定	6,562	億	7,661	億	16.7%
う	うち、電源開発促進勘定	1,869	億	1,884	億	0.8%
う	うち、原子力損害賠償支援勘定	295	億	203	億	-31.3%
小計(一般会計+エネルギー特別会計)		12,097	億	13,621	億	12.6%

特許特別会計	1,261 億	1,461 億	15.9%
貿易再保険特別会計	2,041 億	2,196 億	7.6%
合計	15,399 億	17,278 億	12.2%

- ※1 科学技術振興費には、福島第一原発の廃炉・汚染水対策研究開発110億円を計上。
- ※2 エネルギー対策特別会計は、一般会計からの繰入に加え、石油石炭税及び電源開発促進税の税収見込額と平成26年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入額相当額との差額等について加算。
- ※ 四捨五入の結果、合計が一致しない場合がある。

その他、東日本大震災復興特別会計(復興庁計上): 397億円(236億円※)

※下記の事項要求2事業分を除く。

別途、予算編成過程で検討する2事業(事項要求)

- •津波•原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)

福島・被災地の復興加速

①帰還・復興支援 (復興庁計上)

- 避難指示が解除された地域の商業機能回復、風評被害対策などの 生活再建支援
- 再生可能エネルギー、医療機器、ITセキュリティ等産業集積の推進
- ②「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の着実な実施(経済産業省計上)
 - 廃炉•汚染水対策研究開発
 - 原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金(中間貯蔵施設関連)

③福島イノベーション・コースト構想の推進

- 被災地における新技術、新産業の創出に向けたFS調査の実施

「日本再興戦略」の迅速かつ確実な実行

※()は26年度予算額

①地域経済の活性化、中小企業・小規模事業者の支援

【中小企業対策費、1,295億円(1,111億円)】

- 地域の中核企業による企業連携や技術革新を進めることで、産業集積を生み出す。
- 将来の中核企業となり得るベンチャー企業を創出するため、起業家候補への経営指導や、大企業との連携などを促進する。
- 地域経済の7割を占めるサービス業の、新事業開拓・IT投資を支援する。
- 各地の特産品や観光スポットなどの地域資源を、地域全体のブランド化とするための、試作開発や販路開拓を支援する。

②イノベーションによる「稼ぐ力」の強化

【科学技術振興費、1,208億円(1,004億円)】

- 産総研において大学等との連携による将来の産業ニーズを踏まえた技術開発やマーケティング機能等「橋渡し」機能を強化する。また、中堅・中小企業による共同研究(オープンイノベーション)の取組を支援する。
- 日本医療研究開発機構における基礎から実用化まで一貫した医療研究開発を推進する。
- 現場で求められる機能に絞った、導入しやすいロボットの技術開発・普及等に取り組む。

③新興国戦略による新市場の開拓 【495億円(434億円)】

- JETROの機能を強化し、中小企業等の海外展開や、対内直接投資に関する専門家を充実させる。
- インフラシステム輸出や国際標準獲得の実現に向けたFS調査等に取り組む。

④「第4次エネルギー基本計画」の実現

生産段階:多様な供給体制の構築

【3.395億円(2.890億円)】

- 再生可能エネルギーの最大導入(高コスト/出力不安定/立地制約の克服)、 石炭火力発電の高効率化等を通じたエネルギー源の多様化の推進。
- 資源権益の確保、メタンハイドレート等の国内資源開発の推進。

流通段階:強靱なエネルキーサプライチェーンの構築 【1,939億円(1,823億円)】

- 製油所の供給構造の改革に向けた取組への支援や、災害・有事に対する 危機対応力の強化を通じてエネルギーサプライチェーンの強靱化を図る。

消費段階:省エネの徹底推進と水素社会の実現 【2,565億円(1,874億円)】

- エネルギーコストの低減に向けて、先端的な省エネ設備の導入や生産ラインの集約化による省エネ対策を徹底推進する。
- 燃料電池自動車の導入、水素ステーションの整備やコスト低減のための研究開発の推進など水素社会の実現に向けた取組を強化する。

その他 原子力の安全性向上、廃炉・汚染水対策等に確実に取り組む。また、エネルギー関連の研究開発を推進。

平成27年度 経済産業省関係 概算要求における主要事業

福島・被災地の復興加速

注:()内は26年度予算額

〇帰還・復興支援(復興庁計上)

生活再建支援、産業集積の推進

【397億円(226億円】

•津波•原子力災害被災地地域雇用創出企業立地補助金

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)

【事項要求】 【事項要求】

〇「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の着実な実施(経済産業省計上) 【110億円(新規)】

•廃炉•汚染水対策研究開発

·原子力損害賠償·廃炉等支援機構交付金(中間貯蔵施設関連)【350億円(350億円)】

【2億円の内数(新規)】

· 人口減少下での地域経済再生(ローカル・アベノミクス): 557億円(153億円)

〇地域の中核企業による産業集積の構築

【225億円(39億円)】

・地域の中核企業候補に対して、専門家(プロジェクトマネージャー)が、マーケットを意識しつつ 企業連携や技術シーズマッチング等を行い、産業集積を構築。 【18億円(新規)】

・中核企業候補による共同研究(オープンイノベーション)の取組や、中小企業の公設試験研究 機関・大学等との共同研究に対する補助など。 【146億円(新規)】

・JETROや中小機構による、グローバルな販路開拓・対内直投支援【59億円(39億円)】

○ベンチャーの創出、創業・第二創業の促進

【77億円(8億円)】

・中核企業となり得るベンチャーを創出するため、起業家や起業家候補に対する事業化や技術 開発支援。「ベンチャー創造協議会」を創設し大企業とも連携。 【47億円(新規)】

・女性やNPOも対象とした、創業・第二創業補助の拡充。 【30億円(8億円)】

※その他、政府・自治体調達の改革や、起業家教育なども、あわせて実施。

〇地域サービス・生活サービスの生産性向上など

○福島イノベーション・コースト構想の推進

【159億円(88億円)】

- ・商業·サービス業での革新的サービス開発促進や、経営人材の育成。【13億円(新規)】
- ・サービス分野にも導入しやすいロボットの技術開発、普及など。(後掲) 【77億円(26億円)】
- ・中心市街地(コンパクトシティ)や商店街振興への補助など。 【69億円(63億円)】 ※その他、地域分散型再生可能エネルギーの推進も、あわせて実施。

○地域資源を活用した地域全体のブランド化

【95億円(19億円)】

- ・地域全体のブランド化に向けた試作開発や販路開拓の補助
- ・地域資源の担い手である小規模事業者に対する販路開拓の支援(市町村や、商工会・商工会 議所などが連携)

※中小企業地域資源活用促進法の改正も実施。

「持続的な「経済の好循環」の実現

日本の稼ぐ力の強化

国内における環境整備

- ○革新的な技術シーズと事業化の「橋渡し」機能強化 【100億円(2億円)】
- ・産総研において大学等との連携による将来の産業ニーズを踏まえた技術開発やマーケ ティング機能等「橋渡し」機能の強化。 【19億円(新規)】
- ・NEDOによる研究開発型ベンチャーへの技術開発支援。中堅・中小企業の共同研究(オー プンイノベーション)の取組に対する補助など。(再掲) 【81億円(2億円)】
- 〇日本医療研究開発機構(A-MED)による研究開発 【197億円(169億円)】 ・中小企業の医工連携、再生医療研究、ロボット介護機器などの研究開発。
- ○ロボット開発・普及促進

【77億円(26億円)】

・現場で求められる機能のみに絞りこんだ、導入しやすいロボットの技術開発、普及等。

その他、産総研運営費 612億円など

海外市場の獲得と投資の呼び込み

- ○新興国戦略の深化、対内直接投資の促進
- 【186億円(129億円)】
- ・JETROの機能強化による、新興国市場開拓、対内直接投資、中堅・中小企業海外展開な どの一体的な推進。特に、対内直接投資を呼び込むための、海外・国内の産業スペシャリ ストの体制強化。 【101億円(48億円)】
- ・ターゲットを絞り込み、インフラシステム輸出のFS調査や人材育成の実施。

【62億円(65億円)】 🕿

○国際標準の獲得

【22億円(19億円)】

・中堅・中小企業をはじめとした我が国企業の技術や製品の国際標準化の支援(試験デー タ取得や原案作成等)。

その他、JETRO運営費 230億円、省エネ・新エネ海外展開247億円など

中小・小規模事業者の活性化

- 〇小規模事業者支援策の強化
- ○中小企業・小規模事業者のイノベーション推進
- 〇起業・創業の推進、事業承継・事業引継・廃業円滑化
- ○消費税転嫁対策の推進

【124億円(新規)】 【89億円(61億円)】

【175億円(76億円)】

【73億円(59億円)】

その他、資金繰り・事業再生 298億円など

環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造の実現

- 〇 生産段階:多様な供給体制の構築
- 【3,395 億円(2,890億円)】
- ・再生可能エネルギーの最大導入(高コスト/出力不安定/立地制約の克服)【1,586億円(1,364億円)】
- ・原子力発電の安全基盤の構築と廃炉・汚染水対策の着実な実施
- 【293億円(180億円)】
- ・高効率石炭火力の開発・活用加速化(ウクライナでの実証支援含む)
- 【286億円(253億円)】
- ・資源権益確保の推進とメタンハイドレート等の国内資源開発の促進
- 【1.039億円(916億円)】等
- 流通段階:強靱なエネルギーサプライチェーンの構築
- 【1.939億円(1.823億円)】
- ・製油所の供給構造改善、製油所・SS等の災害対応能力の強化を支援 【341億円(239億円)】 等
- 消費段階:省エネの徹底推進と水素社会の実現 【2,565億円(1,874億円)】
- ・産業部門での先端的な省エネ設備の導入や生産ラインの集約化による省エネ強化【854億円(501億円)】
- ・家庭・オフィス・運輸部門での省エネルギー対策の強化(ゼロ・エネルギーハウス等の導入加速化)

【626億円(467億円)】

- ・燃料電池自動車の導入、水素ステーションの整備やコスト低減のための研究開発の推進など水素 社会の実現に向けた取組強化 【401億円(165億円)】
- 〇エネルギー関連研究開発の推進

【1,199億円(1,176億円)】

・省エネ・再エネ・CO2削減の3分野に資する革新的技術シーズの発掘強化【138億円(113億円)】

「新しい日本のための優先課題推進枠」事業一覧

(単位:億円)

		(半位, 18日)
事業名	27年度要求額	うち優先課題推進枠
人口減少下での地域経済再生、5つの戦略	465.2	435. 5
1. 地域の中核企業による産業集積の構築	196.2	196.2
1 新分野進出支援事業	18.0	18.0
2 革新的ものづくり産業創出連携促進事業	112.0	112.0
3 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業	24.0	24.0
4 戦略産業支援のための基盤整備事業	10.0	10.0
5 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業	25.0	25.0
6 中堅事業者等輸出拡大支援事業	5.0	5.0
7 企業取引情報等に基づく地域活性化事業	2.2	2.2
2. ベンチャーの創出、創業・第二創業の促進	72.0	72.0
8 ベンチャー創造支援事業	47.0	47.0
9 創業・第二創業促進補助事業	25.0	25.0
3. 地域サービス・生活サービスの生産性向上など	101.9	76.4
10 商業・サービス競争力強化連携支援事業	9.9	9.9
11 産学連携サービス経営人材育成事業費	3.0	3.0
12 ロボット導入実証事業	22.0	22.0
13 ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト	15.0	15.0
14 次世代ロボット中核技術開発	10.0	10.0
15 ロボット介護機器開発・導入促進事業	30.0	4.5
16 健康寿命延伸産業創出推進事業	10.0	10.0
17 地域課題解決ビジネス普及事業	2.0	2.0
4. 地域資源を活用した地域全体のブランド化	95.1	90.9
18 小規模事業対策推進事業	68.1	63.9
19 ふるさと名物応援事業	23.0	23.0
20 ふるさとプロデューサー育成等支援事業	4.0	4.0
「経済の好循環」の実現	3,922.2	1, 875. 3
1. 日本の稼ぐ力の強化	1,152.6	187.7
(1)国内における環境整備	844.0	98.9
21 独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金	631.1	19.0
22 未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業	50.2	19.7
23 医療技術・サービス拠点化促進事業	10.0	10.0
24 医工連携事業化推進事業	39.5	4.5
25 超高分解能合成開ロレーダの小型化技術等の研究開発	32.1	32.1
26 希少金属資源開発推進基盤整備事業	12.0	12.0
27 製品評価技術基盤機構運営費交付金	69.1	1.6

(2)海外市場の獲得と投資の呼び込み	308.7	88.8		
28 新興国市場開拓事業	23.5	23.5		
29 政府開発援助独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金	78.8	5.4		
30 独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金	191.0	45.8		
31 看護師·介護福祉士候補者日本語研修事業委託費	14.6	13.3		
32 経済連携協定利用円滑化促進事業	0.7	0.7		
2. 中小企業・小規模事業者の活性化	44.0	44.0		
33 中小企業・小規模事業者人材対策事業	20.0	20.0		
34 事業計画策定·実行支援事業	15.0	15.0		
35 中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業	9.0	9.0		
3. 環境・エネルギー制約の克服とクリーンで経済的なエネルギー構造の実現	2,725.6	1,643.6		
(1)生産段階	990.3	459.1		
36 地熱資源開発調査事業費補助金	90.0	40.0		
37 電力系統出力変動対応技術研究開発事業	60.0	25.0		
38 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	80.0	50.0		
39 クリーンコール技術海外普及展開等事業	30.0	30.0		
40 探鉱・資産買収等出資事業出資金	590.0	268.8		
41 メタンハイドレート開発促進事業委託費	140.3	45.3		
(2)消費段階	1,242.8	912.8		
42 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金	750.0	517.2		
43 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金	150.0	100.0		
44 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業	70.0	70.0		
45 次世代物流システム構築事業費補助金	12.8	10.6		
46 水素供給設備整備事業費補助金	110.0	65.0		
47 民生用燃料電池導入支援補助金	150.0	150.0		
(3)流通段階	229.2	149.2		
48 石油コンビナート事業再編・石油供給インフラ強靭化事業	220.0	140.0		
49 高圧ガス設備耐震補強支援事業費補助金	9.2	9.2		
(4)エネルギー・環境関係研究開発	263.3	122.5		
50 エネルギー・環境新技術先導プログラム	45.0	25.0		
51 次世代構造部材創製・加工技術開発費	15.0	7.5		
52 国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業	178.3	80.0		
53 省エネルギー等国際標準化・普及基盤事業	53 省エネルギー等国際標準化・普及基盤事業 25.0			
dž	2,310.8			

平成27年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

1. 成長志向型の法人税改革

◆法人実効税率の引下げ

- 法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、来年度から法人実効税率の引下 げを開始し、数年で20%台まで引き下げる。
- 財源については、骨太の方針を踏まえて具体案を得る。その際、租税特別措置を含む課税ベースについては、国際的なイコールフッティングや「真の(経済の)好循環」の実現という観点等を重視しつつ、見直しを検討する。

2. 地域経済再生、中小企業・小規模事業者の活性化

◆中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げ

• 中小企業者等に係る法人税の軽減税率については、法人実効税率の引下げ の検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。

◆事業承継に係る贈与税の納税猶予制度の拡充

• 贈与税の納税猶予を受けている者(2代目)が3代目に対する再贈与を行う場合に贈与税の納税義務が生じないよう制度の拡充を図る。

◆個人事業者の事業用資産に係る軽減措置の創設等

• 個人事業者が保有する事業用資産に係る事業承継時の負担を軽減するため の措置の創設を図る。

◆地方の創生に向けた取組

• 地方の創生と人口減少の克服に向け、地方における企業拠点の機能強化等のための支援措置について、まち・ひと・しごと創生本部と連携しつつ検討する。

◆中心市街地活性化のための税制措置

• 改正中心市街地活性化法(本年7月施行)の認定計画で整備される建物等の 割増償却措置の延長を図るとともに、認定事業者が土地等の取得等をした場 合の固定資産税等の軽減措置の創設を図る。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

• 消費税動向等を踏まえつつ、商業・サービス業等を営む中小企業者等の魅力 向上や業務改善に資する設備投資を促進するための措置の延長を図る。

3. イノベーションの創出

◆研究開発税制の強化・重点化

- 我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。
- ーオープンイノベーション型の拡充を図る。
- ▶ 控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化。
- 対象研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等への技術ライセンス料等を対象化)。
- -総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る。

4. 車体課税の抜本的見直し

◆自動車取得税の廃止

• 消費税率10%への引上げ時に廃止する。

◆自動車重量税のエコカー減税の拡充・基本構造の恒久化

• エコカー減税について対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充を図った上で恒久化する。これにあわせ、当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化を図る。

|◆自動車税の環境性能割の導入・グリ―ン化特例の拡充

環境性能割について2020年度燃費基準未達成車に対するバッド課税との考え方で導入する。排気量割について初年度月割課税を廃止し、コンパクトカー等の税率を引き下げる。グリーン化特例について対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充を図る。

◆軽自動車税の軽課措置の導入

環境性能に優れた軽自動車に対する軽課措置の導入等を図る。

平成27年度税制改正に関する経済産業省要望 【概要】

平成26年8月29日 経済産業省

目 次

Ι.	成長志向型の法人税改革(法人実効税率の引下げ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Π.	地域経済再生、中小企業・小規模事業者の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ш.	イノベーションの創出 (研究開発税制の強化・重点化)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV .	車体課税の抜本的見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V .	廃止·本則化 ······ 28
VI.	制度整備•改善·························31
VII .	延長
VIII.	共同要望(他省庁主管)

I. 成長志向型の法人税改革(法人実効税率の引下げ)

要望内容

- 〇法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人 税改革に着手する。そのため、来年度から法人実効税率の引下げを開始し、数年で20%台まで 引き下げる。
- ○財源については、骨太の方針を踏まえて具体案を得る。その際、租税特別措置を含む課税ベース については、国際的なイコールフッティングや「真の(経済の)好循環」の実現という観点等を重視し つつ、見直しを検討する。

く参考>

経済財政運営と改革の基本方針2014 ~デフレから好循環拡大へ~ (平成26年6月24日閣議決定) (抜粋)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法 人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改 革に着手する。

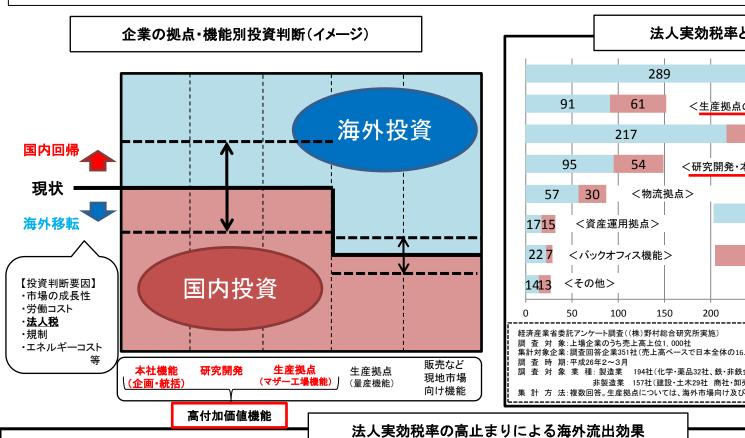
そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から 開始する。

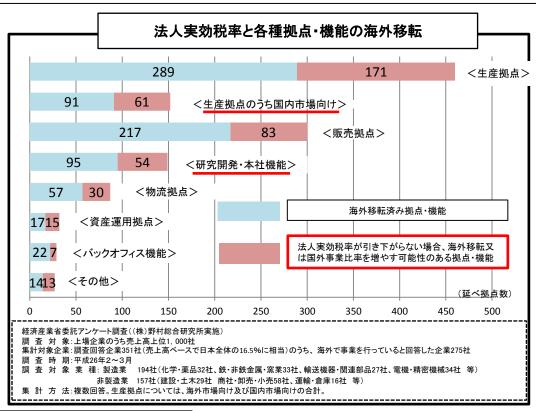
財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあること を含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大 等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に 鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

(参考1)立地競争力の強化

〇日本企業が高付加価値分野を国内に残すことは、質の高い雇用機会の提供や税収の確保等の観点から、必要不可欠。本年3月の経済産業省のアンケートにおいては、多くの国内市場向け生産拠点や研究開発・本社機能といった重要な拠点が、既に海外に流出しており、また、法人実効税率が引き下がらない場合には、海外移転が更に加速されることが示されている。





<u>▶法人実効税率の高止まりによる海外流出効果</u>について、経済産業省アンケート回答企業351社分を積み上げると、設備投資額:▲3800億円、従業員数:▲17万人となる。

▶さらに、積み上げた直接的な海外流出効果について、サプライチェーンを通じた波及効果を産業連関表を用いて試算した結果、

GDP押下げ ▲17兆円 雇用流出 ▲179万人

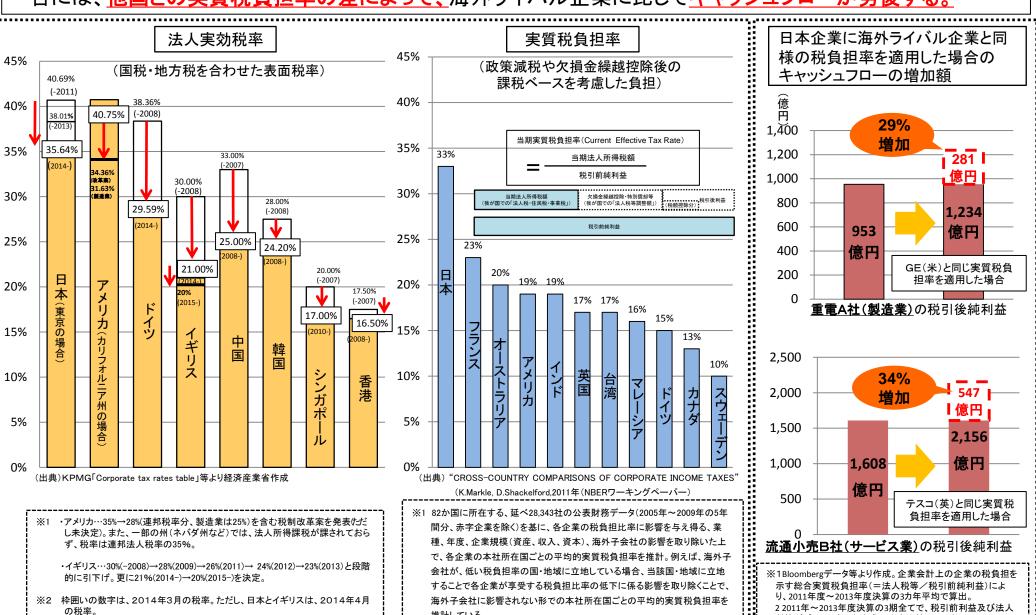
▶なお、法人実効税率が引き下がった場合(10%程度)の
国内回帰又は国内事業比率増加の効果
をもとに算出される経済波及効果は、

GDP押上げ 7兆円 雇用創出 69万人

合計額 <u>GDPへの効果 24兆円</u> (税収増 5.7兆円)

(参考2)企業の競争力の強化

○企業にとって、キャッシュフローは前向きな設備・人材投資等の源泉。仮に、法人実効税率が引き下がらない場 合には、他国との実質税負担率の差によって、海外ライバル企業に比してキャッシュフローが劣後する。



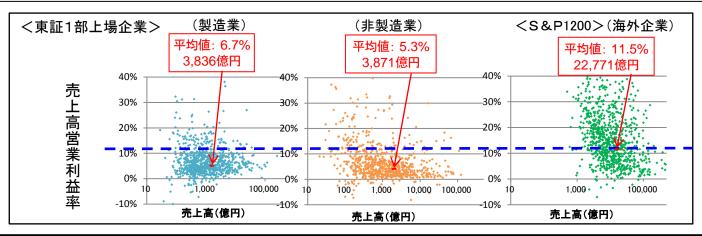
推計している。

税等がプラスであった企業同士を比較している。

(参考3)法人税改革を含む政策パッケージ

〇我が国企業の収益率は国際的にも低水準。法人税改革を中心としたビジネス環境の改革、さらにはコーポレートガバナンスの強化等による新陳代謝の促進や産業競争力強化法の運用強化による大胆な事業再編の後押しなどを含め、「稼ぐ力」創出の政策パッケージとして推進。

課題:日本上場企業の収益率は 国際的にも低水準。



「稼ぐ力」創出の政策パッケージ

- 大胆な事業再編を後押し 再編・統合を通じて「稼げる」ビジネスモデル に転換
- 産業競争力強化法の運用強化
 - 事業再編促進税制の活用促進
 - 過当競争等について調査・公表制度(第50 条)を活用
 - 早期事業再生のための制度見直し

- 新しいビジネスを担うベンチャーの育成 創業・成長の各ステージを一貫して支援(ベンチャー創造の 好循環を実現)
- ベンチャー企業と大企業のマッチングによる新事業の促進(ベン チャー創造協議会、スピンオフ・カーブアウト促進など)
- ベンチャーへの資金供給の抜本的拡大
- 研究開発プロジェクトや政府調達でのベンチャー優先枠の設定
- 初等教育を含めた起業家教育など社会意識改革

- インベストメント・チェーン改革により新陳代謝を促進
- 産業金融改革
- 金融機関が企業の成長力・収益力を評価するための枠組み 作り(産金対話とグローバルベンチマーキング)
- GPIF改革、企業年金制度の見直しなどを通じた直接金融市場の機能強化
- 企業の情報開示の内容・手続きの見直しなどによる投資家との対話の促進
- 社外取締役の導入と活用の促進などコーポレートガバナンスの 強化

- ビジネス環境の改革
- エネルギーコストの低減 省エネの徹底、LNG調達の改革など
- 法人税改革

国際的なイコールフッティングを目指した実行税率引下げ

- 規制制度改革 企業実証特例や特区を活用し新事業を創出
- 経済連携の推進 TPP、日EU、RCEP、日中韓などの交渉を推進
- 対日直接投資の促進

- イノベーション・システムの改革
- 事業化への「橋渡し」機能

大学等の革新的技術シーズを企業に橋渡しする機能を 強化(産総研・NEDOの改革など)

- 優れた技術シーズの創出 研究資金の重点配分や人材の流動化の促進など
- 知的財産の保護・活用職務発明制度の見直し、営業秘密の保護など

- 雇用・人材システム改革
- 「正規化」による人的資本の蓄積

雇用制度の柔軟化により多様な正社員を創出、過度な非正規 化を是正

- 女性の活躍促進

子育て支援、起業・創業・再就職支援、役員・管理職への登用、 税制・社会保障の見直しなど

- 外国人材の活用促進

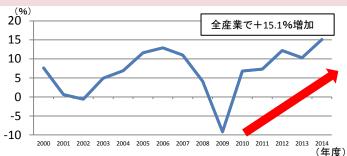
高度人材の受入促進、技能実習制度の見直しなど

(参考4)「真の(経済の)好循環」への道筋

- ○アベノミクスの効果により、設備投資や賃金の上昇率が2000年以降過去最大の伸び率を示す。法人実効税率引下げによる キャッシュフローの使途に関する経済産業省の直近の調査(約300社が回答)においても、積極的な投資が約2/3を占めてきている(内部留保は5%、債務の返済は13%)。他方で、消費税率引上げの影響もあり、足下の景気は予断を許さない状況。 ○デフレ脱却を確かなものとし、もう一段の「真の(経済の)好循環」の実現を図るため、法人実効税率の引下げ等によって、前向き
- な投資を更に加速していくことが重要。

設備投資(計画) 增減率推移(前年度実績比増減率)

▶ 2014年度の国内設備投資(計画)は、1991年以降 過去最大の伸び率。



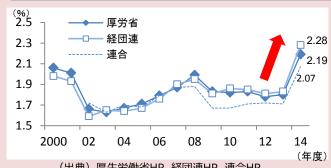
(出典) 日本政策投資銀行「2014年度設備投資計画調査の概要 |

サンプル: 2246社(有効回答率69.7%)

調査時期:2014年6月 調査対象:資本金10億円以上の民間法人企業

賃上げ上昇率(前年比)

▶ 2014年の賃上げは、2000年代では最も高い賃 上げ率。



(出典) 厚生労働省HP、経団連HP、連合HP

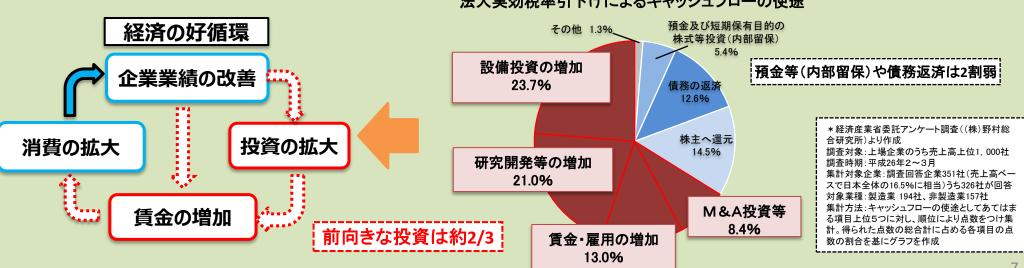
四半期別GDP成長率(季節調整済前期比)

▶ 第2次安倍政権発足(2012年10-12月期)から、 消費税率引上げ期にかけて、年率3%超で経済 成長したが、足下は予断を許さない状況。



(出典) 内閣府[国民経済計算(GDP統計) |

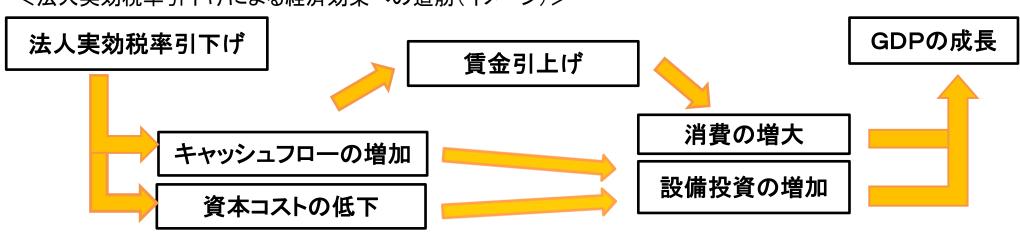
法人実効税率引下げによるキャッシュフローの使途



(参考5)法人実効税率引下げによる経済への効果

- 法人実効税率引下げは、キャッシュフローの増加及び資本コストの低下を通じて、賃金引上げ等による消費の増大・設備投資の増加等を促し、経済成長をもたらす。
- シンクタンク・エコノミストによる経済効果の試算では、試算の前提や方法により幅があるものの、法人実効税率引下げにより、経済成長と税収増がもたらされることが示されている。

<法人実効税率引下げによる経済効果への道筋(イメージ)>



<シンクタンク・エコノミストによる経済効果の試算>

日本経済研究 センター (2014年5月) GDP: 20兆円増加(2020年度)、50兆円増加(2030年度)

税収:引下げ分(2015年度と2020年度に実効税率を5%ずつ10%、約5兆円)以上の税収増

(他税目(所得税、消費税)を含めた税収全体)

第一生命経済 研究所(永濱氏) (2014年4月) 前提:法人実効税率引下げが設備投資を促すとともに、株価上昇を通じ、消費が拡大する等の メカニズムをマクロ計量モデルにて試算。

GDP:19兆円増加(2024年度時点、2015年度に10%引下げ、又は、2015年度以降の2年間で年5%

ずつ引き下げた場合。)

税収:財源確保なしで8年で税収中立(減収分と同額の増収)

(参考6)平成27年度 企業関係の租税特別措置の要望の考え方

- ◆租税特別措置のうち政策減税(インセンティブ措置)は、経済社会環境の変化に応じて機動的に政策誘導を行うための重要なツール。
- ◆そのため、期限が到来した措置については、経済社会環境の変化に応じて必要性と効果を検証し、メリハリのある見直しを行うことが 重要。
- ◆平成27年度税制改正要望にあたっては、期限が到来した租税特別措置について、①利用実績が極端に少ない措置等の廃止、 ②政策的重要性が高い措置の拡充・延長、③インセンティブ措置ではなく、租税特別措置になじまないものの本則化、を要望する。

政策の重点化・政策的必要

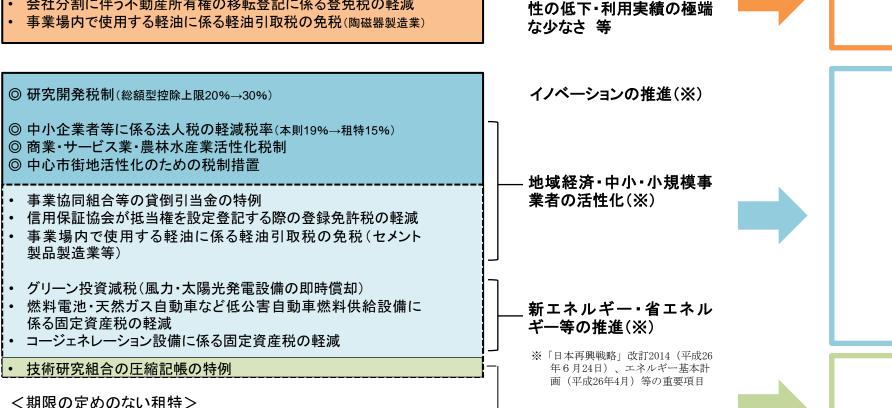
インセンティブ措置ではなく、

租税特別措置になじまない

ものの本則化

<平成26年度末に適用期限を迎える租特>

- 生産等設備投資促進税制
- アジア拠点化税制(法人所得の20%控除)
- 会社分割に伴う不動産所有権の移転登記に係る登免税の軽減



原料用途免税

◎は「要望のポイント」項目

◎ 中小企業の事業承継税制

本則化

廃止

拡充

延長

Ⅱ. 地域経済再生、中小企業・小規模事業者の活性化

〇中小企業者等に係る法人税の軽減税率(年800万円以下の所得金額に適用。本則19%·租税特別措置15%)について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。

現行制度

【本則:期限の定めなし】

【租税特別措置:適用期限 平成26年度末まで】

- 〇中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- 〇当該税率は、平成27年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減されている(租特)。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	25. 5%	ı
中小法人	年800万円超の所得金額	25. 5%	1
(資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

要望内容

○法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。

- 〇中小企業経営者の高齢化が進んでおり、日本を支える中小企業の事業承継の円滑化は喫緊の課題である。
- ○事業承継税制については、平成25年度税制改正において適用要件の見直し等を行ったところであるが、多様 なニーズに対応するため、不断の見直しを行っていくことが必要である。

現行制度

【期限の定めなし】

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した 非上場株式等(※)に係る課税価格の80%に対応する額 が納税猶予される。

- 贈与税の納税猶予制度
- ○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した 非上場株式等(※)に係る課税価格の全額に対応する額 が納税猶予される。
- ○平成25年度税制改正における事業承継税制の要件の見直し(平成27年1月施行)
 - ①先代経営者の親族外への承継が対象化
 - ②雇用の8割以上を5年間平均で維持
 - ③先代経営者は贈与時に代表者を退任(役員の退任までは不要) 筝

(※)事業承継税制の対象は 発行済議決権株式総数の2/3まで

経営承継円滑化法に基づき経済産業 大臣の認定を受ける必要あり

円滑な事業承継を 更に促進するための課題

- ○事業承継税制の適用を受けた後、先代が存命中に、2代目が3代目 に引き継ぐ場合には、2代目が猶予されていた贈与税に納税義務が 生じることになり、3代目に承継することができなくなってしまう。
- ✓早い段階での承継(代替わり)を阻害

要望内容

〇事業承継の一層の円滑化を図るため、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、一定の要件の下 で3代目に対する株式の再贈与を行う場合に、2代目に贈与税の納税義務が生じないよう制度の拡充を図る。

先代

株式の贈与

2代目

株式の贈与

3代目

贈与税の納税猶予制度を適用可能に

- 新設
- 〇個人事業者は地域経済や雇用を支える重要な存在であり、個人事業者が持つ役割を継続的に実現させ、持続的な発展を図るためにも、事業承継の円滑化が必要。
- ○個人事業者が保有する事業用資産については、事業継続のために必要不可欠な資産である一方で、相 続税等を納付する担税力が低いことから、事業承継時の負担を軽減する措置を創設する必要がある。

我が国における規模・形態別の事業者数

	事業者数	割合
個人事業者	2, 175, 262	56. 3%
小規模企業	1, 277, 893	33. 1%
中規模企業	400, 056	10. 4%
大企業	10, 319	0. 3%

(出典)総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」再編加工 (備考)非一次産業の企業ベースで集計。中小企業については、中小企業基本法の定義に照ら して、「小規模企業」(製造業その他の業種は従業員20人以下、商業・サービス業は従業員5人 以下)と、小規模企業以外を「中規模企業」と区分して集計。

個人事業者が雇用している割合

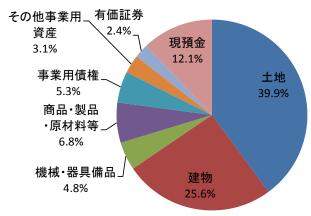
	三大都市圏	三大都市圏以外		
常時雇用	5. 8%	11. 1%		
従業員全体	9. 9%	19. 0%		

(出典)平成24年度経済センサス活動調査

(備考)三大都市圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

要望内容

<u>純資産4,800万円(※)超の個人事業者が所有する事業用資産の構成</u>



(※)4,800万円: 相続人が3人(妻と子供2人)と仮定 した場合の相続税の基礎控除額 (H27年1月~)

(出典)中小企業庁委託調査、独立 行政法人中小企業基盤整備機 構調査より再編加工。 (備考)帳簿価格ベース。資産ごと にデータ全体の上限下限5%を除 いた上で、残りのデータを平均し たことによる構成比。

個人事業者の例

A事業者(製麺所):

7人の従業員を抱え、茨城県で事業を展開。 製麺機、ボイル機、工場等の設備を保有。

B事業者(畳業):

3人の従業員を抱え、長崎県で事業を展開。 骨張り替え用機械、工場等の設備を保有。

C事業者(酒造所):

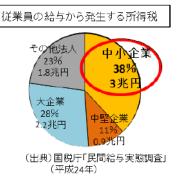
15人の従業員を抱え、 東京都で事業を展開。蒸 米機、瓶詰機、事業所等 の設備を保有。

- 〇一定の要件を満たしていることについて経済産業大臣の確認を受けた個人事業者が後継者に生前贈与した事業用資産について、後継者が引き続き一定の要件を満たしていることの確認を受け続けた場合には、贈与者の死亡時に生じる相続税を軽減する。
- ○持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を 踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人 と法人に対する課税のバランスを図るための外国の制度も含め幅広い観点から検討する。

(参考)中小企業の位置付け及び事業承継の必要性

- 〇中小企業の数は、約385万社と我が国企業の99.7%を占め、従業員数は約3,216万人と約7割を占める。
- 〇中小企業は、国内経済の付加価値を作り出し、雇用や需要の受け皿役になる等、我が国経済を支える重要な存在。 また、金融機関を始め様々な取引を行っており、ステークホルダーも多数存在。
- 〇所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要。 このため、事業承継を円滑に実現させることが必要。

<中小企業・小規模事業者の重要性>



社会保険料負担 17% 負担分 5兆円 42% 大企業 12兆円 負担分 41% 12兆円 (出典)「社会保障給付集計表」「厚生年金保険 業態別規模別適用状況調査」より推計



(出典)「平成24年度固定資産の 価格等の概要調書」より推計

納税・社会保険の支払を通じた社会基盤の構築

中小企業

財・サービスの提供

中小企業の付加価値額の割合

年度	付加価値額の割合	
2008	54.9%	
2009	54.3%	
2010	52.1%	
2011	53.9%	
2012	54.0%	

(出典)財務省「法人企業統計」

中規模企業

53.9%

38.5%

小規模事業者

29.9%

15.4%

金融機関との取引

国内銀行の中小企業向け貸出残高等 (平成26年3月末現在)

貸出残高	残高	比率
410兆円	257兆円	62.7%
	(出典)日本銀行 預	全. 現全. 貸出金

三大都市圏中心市が所在しない道県

三大都市圏中心市が所在する都府県

雇用

都府県を東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県としている。常用雇用者・ 従業者数は、本社の所在する都道府県に計上。

三大都市圏中心市が所在しない道県とそれ以外の

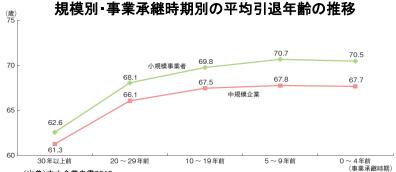
都府県における規模別の常用雇用者・従業者割合の比較

大企業

16.2%

46.1%

<事業承継の必要性の高まり>



(出典)中小企業白書2013 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(平成24年11月、(株)野村総合研究所



(出典)帝国データバンク「全国社長分析」(2012)、(備考)株式会社、有限会社の経営者の年代別構成。

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設及び延長

新設•延長

(法人税・所得税・法人住民税・事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税)

- 〇中心市街地は商業機能等が集積した地域経済の中心であり、また公共的・文化的施設等が集積し多くの住民 が集う地域コミュニティの中核として重要な存在。
- ○今後の人口減少社会においても、地域の経済活力を維持し、賑わい溢れる街を維持・発展させていくためには、 民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を積極的に推進していくことが必要。

現行制度

【適用期限:平成26年度末まで】

〇「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる、建物及び建物附属設備、構築物の 取得に対し、5年間30%の割増償却制度(平成26年度創設)。

中心市街地の現状

基本計画認定数 (平成25年度末)	119自治体
目標達成率(平均) ※歩行者通行量、商業販売額等	29%

+

◆経済活力の指標での達成割合が低い。

【目標達成率】

要望内容

・商業販売額の増加: 11%・空き店舗率の解消: 20%

<参考:中心市街地の経済活力・商店街の現状>

○商業販売額 2.3兆円(H19) → 1.8兆円(H24)(▲21.7%) (経産省委託事業H25年度中心市街地活性化施策の効果分析事業)

〇空き店舗率 10.8%(H21) → 14.6%(H24)(3.8%増加) (中小企業庁委託事業H24年度商店街事態調査報告書)

中心市街地活性化法認定スキーム

(第186回通常国会で改正し、民間投資を喚起する施策を強化(平成26年7月施行))

中心市街地活性化基本計画

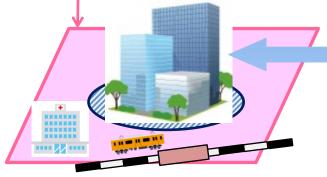
※市町村作成 → 総理大臣認定



特定民間中心市街地経済活力向上事業計画

※民間事業者作成 → 経産大臣認定

集客力が高く、近隣地域への波及効 果が見込まれる民間商業施設



【現行制度】

- ○建物等の取得時の割増償却制度 【新規要望】
- ○土地等を取得等した場合の固定資産 税等の軽減措置等





○建物等の取得時における割増償却の適用期限を2年間延長する。(平成28年度末まで)

〇認定事業者が土地等の取得等をした場合の固定資産税等の課税標準額を1/2とする等の軽減措置の創設を図る。

- 本税制は、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗魅力の向上や業務改善等に資する設備投資 を促進することで、経営の安定化・活性化を図ることを目的として平成25年度に創設されたもの。
- 〇 商業・サービス業を営む中小企業者等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図るため、適用期限を2年間延長する。

現行制度

【創設年度:平成25年度、適用期限:平成26年度末まで】

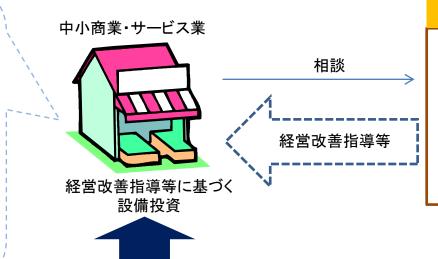
〇商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(注)を認める措置。 (注)税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大







経営改善指導等を行う機関

都道府県中小企業団体中央会 商工会議所 商工会

商店街振興組合連合会 認定経営革新等支援機関 等

税制措置 税制措置

<u>(特別償却30%又は税額控除7%)</u>

要望内容

償却資産課税の抜本的見直し

- 〇固定資産税は主に土地・建物に課税。償却資産に課税している国は少なく、近年、諸外国でも廃止の動き。
- 〇企業にとっては設備投資コストの上乗せとなり、国内投資の阻害要因の一つ。

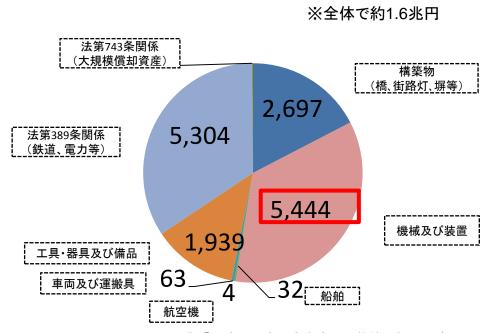
【平成26年度税制改正大綱】 検討事項 18

設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

機械・装置等に対する固定資産税の国際比較

国名 土地 家屋			償却資産(機械·装置)※注	
	イギリス		×	機械設備に固定資産税が課されるのは 土地、建物と一体をなす事業用不動産と みなされた場合のみ
	フランス		×	職業税を2010年に廃止
	ドイツ		×	財産税を1997年廃止
	イタリア		×	
	アメリカ		Δ	課税あり:38州、課税なし:12州 ※オハイオ州など近年廃止の動きあり
*	カナダ		Δ	課税あり:3州、課税なし:7州
# • #	韓国		×	貯蔵施設、船舶、航空機等には課される が、機械・装置は対象外
*}	中国		×	
	日本		0	

償却資産に対する固定資産税の内訳(推計値:億円)



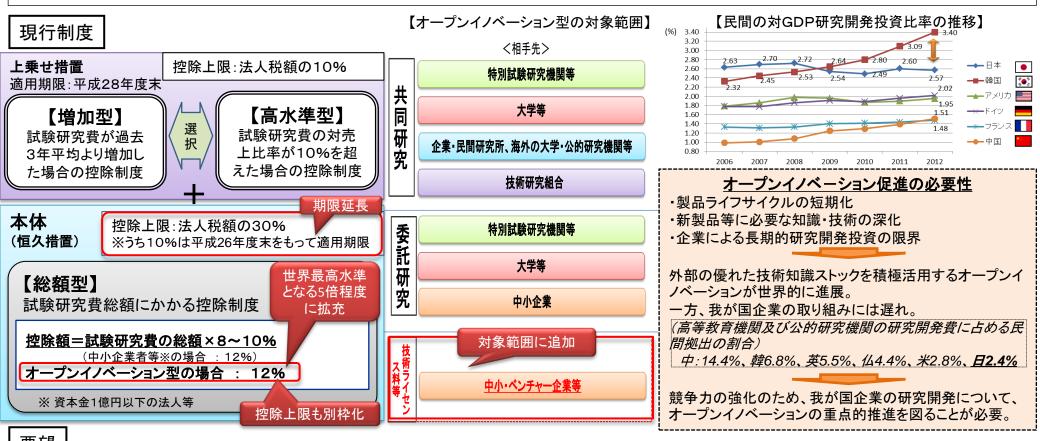
出典:「平成24年度固定資産の価格等の概要調書」における 課税標準の資産別内訳を基に、平成26年度税収見 込額ベースで推計。

<u>※注:船舶・航空機</u>、昇降機等の特殊な付属設備を除く。(出典)各種資料より経済省作成。

要望内容 | 平成26年度税制改正大綱を踏まえ、償却資産課税の抜本的見直しを図る。

Ⅲ. イノベーションの創出(研究開発税制の強化・重点化)

○「民間研究開発投資を対GDP比で世界第1位に復活」という日本再興戦略の目標達成に向け、イノベーションの源泉である研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進を図る。



要望内容

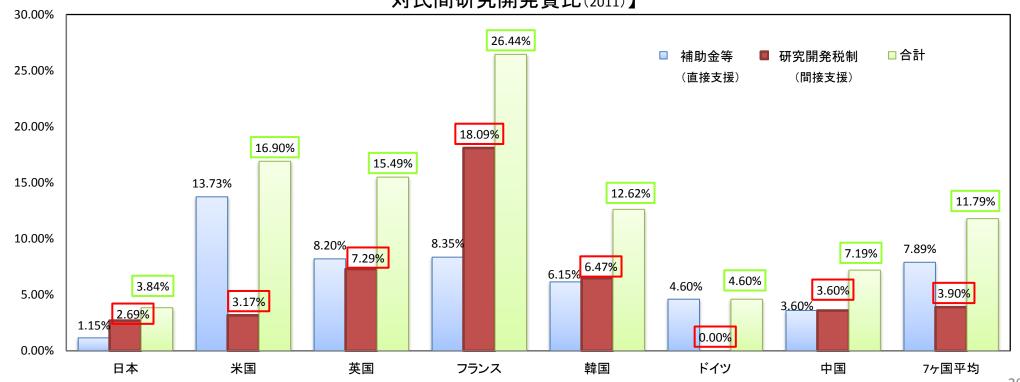
我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。

- ーオープンイノベーション型の拡充を図る(恒久措置)。
 - ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。
 - ・対象研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等への技術ライセンス料等を対象化)。
- -総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額30%)の延長を図る。

(参考1)研究開発税制の必要性(国際的なイコールフッティングの確保)

- 〇政府による民間研究開発投資支援策における直接支援措置(補助金等)と間接支援措置(税制優遇)の配分は、国によって違いがあるものの、両者をあわせた政府支援の民間研究開発投資に対する比率は国際的にみて低位(日本3.8%、7カ国平均11.8%)。また、研究開発税制の対民間研究開発費比に限っても低位。
- 〇イノベーションの源泉である民間研究開発に係る国際競争が激化する中、民間研究開発投資に対する政府 支援措置の国際的なイコールフッティングを図る必要がある。
- OOECD_※によると、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的な特徴をもつ」と評価。特定の分野や業種に縛られない基礎的・基盤的な研究開発を促すためには、研究開発税制が効果的。
- ※ OECD "R&D tax incentives: rationale, design, evaluation" 2010年11月

【民間研究開発投資に対する政府直接支援措置及び研究開発税制による間接支援措置の 対民間研究開発費比(2011)】

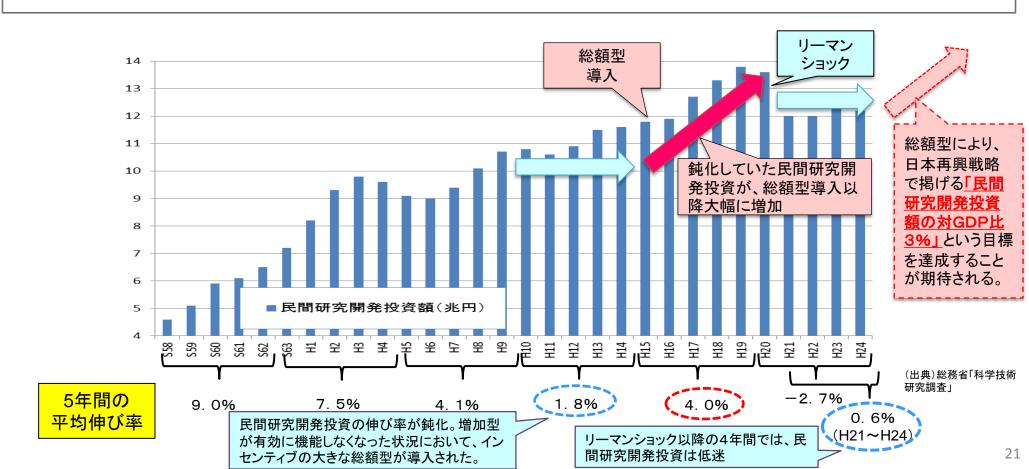


(参考2)研究開発税制の制度設計に関する動向 -総額型を通じた研究開発支出の拡大-

〇総額型は、過去に研究開発支出を多く行ったために、増加型では減税効果が効きにくい企業にインセンティブを与えるため、平成15年度に導入された仕組み。

【平成15年度における税制改正についての答申-あるべき税制の構築に向けて-(平成14年11月 <u>政府税制調査会</u>) 抜粋】

- 二 法人税 1. 法人税 (2) 政策税制の集中・重点化
- ①研究開発税制
 - ・・・・ 研究開発の分野でも合理化・効率化が進められる中で、研究開発支出が「増加」した場合に税額控除を行う<u>現行制度が有効に機能し</u>なくなっている面がある。このため、研究開発支出の「総額」の一定割合を税額控除する制度を導入する。(後略)
- 〇平成15年度当時同様に研究開発支出の伸び悩みが深刻化している中で、総額型は現状を打ち破る鍵。



(参考3)研究開発税制の制度設計に関する国際的動向

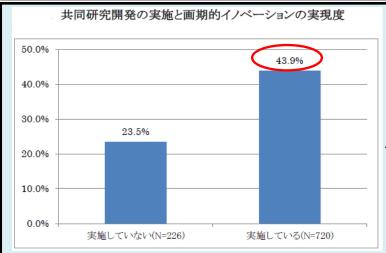
○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。

- OOECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、 2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。

〇なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。					
			主要国の研究開発税制の動向		
英国	城花	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50% → 75%: 2008fy → 100%: 2011fy → 125%: 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 <mark>総額型</mark>	
仏国	城花	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要 した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 <mark>総額型</mark>	
韓国	机龙	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特例制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対す る税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範 囲をさらに拡大する方針	1999年時点 総額型と増加型の選択制 現行制度 ①重点分野: <mark>総額型</mark> ②非重点分野: <mark>総額</mark> 型と増加型の選択制	
中国	城东	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造 に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 <mark>総額型</mark>	
米国	(1000	時限措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の 恒久化及び控除率の引上げについて記載	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※増加型と <mark>総額型</mark> の特性をもった 制度 22	

(参考4)オープンイノベーションの効果

- 〇自社内でのみ研究開発を実施している企業よりも、<u>オープンイノベーション戦略を採用</u>し、自社での研究開発と技術購入・委託研究開発を組み合わせて実施している企業の方が、<u>全要素生産性が高い。</u>
- 〇日本では、オープンイノベーションの形態である**外部からの権利購入やライセンスイン**の直近10年間の傾向を みても欧米に比べて非常に遅れており、また大学・公的研究機関の研究費への民間企業の拠出割合も低い。
- 〇競争力の強化のため、企業のマインドセットを<u>行き過ぎた自前主義からオープンイノベーション志向へ変革</u>す ることが必要。そのために、大胆なインセンティブを与えるべき。



(出典)文部科学省 科 学技術政策研究所第 2研究グループ「民間 企業の研究開発活動 に関する調査報告 2011 I(NISTEP REPORT No.152)2012 年10月

備考)画期的イノベーショ ン:技術的な新規性を持 つ新製品・サービスを投 入した、あるいは技術的 な新規性を持つ製造・生 産方法、物流·配送方法 等の開発、新規導入。ア ンケート調査より把握。

研究開発戦略による全要素生産性の違い

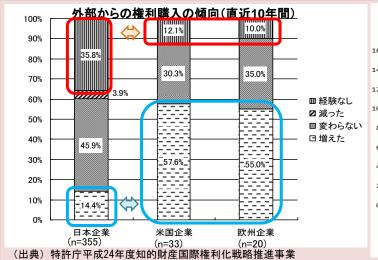
R&Dタイプ	全要素生産性(TF P)の平均値
R&D無し	0.425
内部R&D	0.887
外部R&D	1.096
内部+外部R&D	3.850
全企業	1.000

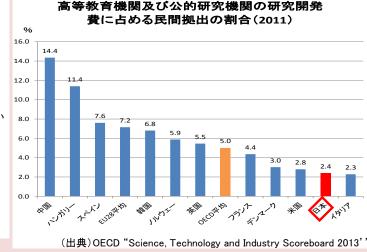
(出典)ITO Banri and TANAKA Avumu "Open Innovation, Productivity, and Export:Evidence from Japanese firms" (RIETI Discussion Paper Series 13-E-006) 2013年2月 備考)同論文では、統計 的分析により、内部・ 外部R&D実施企業 は有意に生産性が高 いことを実証してい

る。データソースは、

企業活動基本調査

(1997~2007年)。





他国の研究開発税制における オープンイノベーション支援

国名	通常の 控除率	オープン イノベーション に係る優遇策
フランス	30%	控除率:60%
イタリア	10%	控除率: <u>40%</u>
日本	8 ~ 10%	控除率:12%

※フランスは、研究開発費が1億ユーロ以下の場合。控除 率は追加損金算入制度を控除率に換算。

※日本は、資本金1億円以上の場合。

23

Ⅳ. 車体課税の抜本的見直し

出典)平成26年税制改正大綱を基に経済産業省において作成

新設•拡充•延長

〇消費税10%引上げ時の自動車の国内需要の落ち込み緩和、税制のグリーン化、ユーザー負担軽減等の観点から、自動車取得税を確実に廃止するとともに、その付け替えとはならない環境性能割(自動車税)の設計を大前提としつつ、車体課税の抜本的見直しを行う。

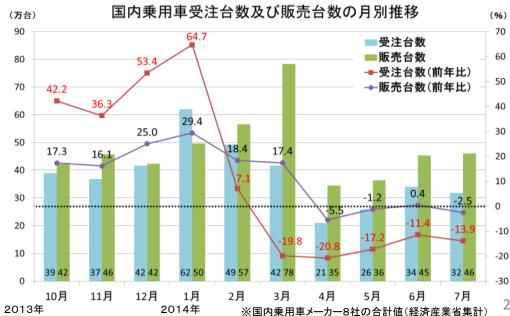


現状

- 自動車産業は、賃金引上げや、国内設備投 資の拡大、取引先への収益の還元などを進め、 アベノミクスに大きく貢献。また、自動車は国民 の重要な移動手段であり、いまや国民の生活必
- 1997年の消費税率引上げ時に国内需要は 101万台落ち込み。今般の消費税率8%への 引上げでは税制措置によって、国内需要の落ち 込みは一部緩和(自動車受注は、引き続き1割 減で推移)。消費税10%引上げ時においても、 需要を喚起する税制措置が必要。
- 消費税10%時点では自動車取得税を確実に 廃止するとともに、新たに導入される自動車税 の環境性能割は、取得税の付け替えとならない よう、バッド課税※の考え方で導入していく必要 がある。

消費増税と国内自動車販売台数の推移と見通し





要望内容

平成26年度与党税制改正大綱を踏まえ、以下の要望を行う。

1. 自動車取得税

- 〇エコカー減税について、対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え。
- 〇自動車取得税について消費税10%時点で廃止。

【	ロかり平成2/平3月3 ロ/
	減税率
【乗用車·軽自動車】	取得時
EXISTRA TO THE PROPERTY	排ガス規制 ☆☆☆☆(※1)
	* * * * * (%1)
電気自動車等(※2)	免税 人
平成27(2015)年度燃費基準+20%	元机
平成27(2015)年度燃費基準+10%	▲80%軽減
平成27(2015)年度燃費基準達成	▲60%軽減
·	

【相行エコカ―減税(軽減税率)】(適用期限,平成26年4月4日から平成27年2月24日)

2. 自動車重量税

- 〇エコカー減税について、対象車の基準を2020年度燃費基準へ切替え、 軽減措置の拡充、恒久化。
- ○当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の 一層のグリーン化を図る。

【現行エコカー減税(軽減税率)】(適用期限:平成26年4月1日から平成27年4月30日) 減税率 車検1回目 車検2回目 【乗用車·軽自動車】 (~3年) (~5年) 排ガス規制 ☆☆☆☆(×1) 電気自動車等(※2) 免税 免税 平成27(2015)年度燃費基準+20% 平成27(2015)年度燃費基準+10% ▲75%軽減 平成27(2015)年度燃費基準達成 ▲50%軽減

3. 自動車税

- 〇環境性能割について、環境性能に優れた車以外(2020年度燃費 基準未達成車)に対するバッド課税との考え方で導入。
- ○排気量割について
 - 初年度月割課税の廃止
 - ・コンパクトカー等の税率引下げ

(排気量1,000cc以下の負担水準を軽自動車の2倍程度にする等)

〇グリーン化特例について、対象車の基準を2020年度燃費基準 へ切替え、軽減措置の拡充。

見<mark>行グリーン化特例(軽減税率</mark>)】(適用期限:平成26年4月1日から平成28年3月31日)

【現行グリーン16行例(軽減税率)】(適用期限:平成26年4月1日から平成28年3月31日)		
	減税率	
【乗用車】	1年分	
	排ガス規制☆☆☆☆(※1)	
電気自動車等(※2)		
平成27(2015)年度燃費基準+20% かつ平成32(2020)年度燃費基準達成	▲75%軽減	
平成27(2015)年度燃費基準+10%	▲50%軽減	

排気量割: ~1000cc :29,500円/年 1001cc ~1500cc :34,500円/年

1501cc ~2000cc :39,500円/年

4. 軽自動車税

○軽自動車税について、グリーン化を進める観点から、環境性能に 優れた軽自動車に対して軽減措置の導入等を図る。 【現行】 7,200円/年



【平成27年4月以降に新規取得される新車から適用】 10.800円/年

平成28年度から13年超の経年車に対して重課を行う

Ⅴ. 廃止•本則化

Ⅴ. 廃止・本則化(廃止)

生産等設備投資促進税制【廃止】 中小企業者等の生産等設備投資促進税制【廃止】

【適用期限】平成26年度末まで

【制度概要】 新たに国内において取得等をした機械・装置について、一定の条件(※)を満たした場合に30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)。

※国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること 等

【減収見込額】 1,050億円

【見直し理由】生産性向上型の支援措置に重点化。

(参考)

「日本再興戦略(平成 25年6月閣議決定)」を踏まえ、生産性・ 効率性の向上に資する設備に対する特例措置として生産性向上 設備投資促進税制(即時償却又は5%の税額控除等)を創設。

アジア拠点化のための法人税に係る税制措置【廃止】

【適用期限】平成26年度末まで

【制 度 概 要】 主務大臣が定める基本方針に適合するものとして認定 を受けたグローバル企業が国内で新たに行う研究開発 事業及び統括事業に対して5年間、20%の所得を控 除。

【減収見込額】-

【利用実績】O件

【見直し理由】これまでの利用実績等を踏まえ、廃止。

会社分割に係る登録免許税の軽減措置【廃止】

【適用期限】平成26年度末まで

【制 度 概 要】 会社分割に伴う不動産の所有権移転登記等を行う場合 に係る登録免許税を軽減。

> ※ 本則:20/1000 軽減措置:18/1000(平成26年度時点) (当該措置は平成13年度に創設し、15年度に現行水準に本則見直 し(軽減措置:2/1000)、以後徐々に縮減)

【減収見込額】5億円

【見直し理由】 政策的必要性が低下したため、廃止。

(参考)

産業競争力強化法に基づく、組織・事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図る取組を促進する会社分割における登録免許税の軽減措置を平成25年度に創設(平成27年度末まで)。

軽油引取税の課税免除の特例措置(陶磁器製造業)【廃止】

【適用期限】平成26年度末まで

【制度概要】 陶磁器製造工程における焼成及び乾燥の用途に係る軽油について、1キロリットルにつき、32.100円を免除。

【減収見込額】 O. 4億円

【見直し理由】これまでの利用実績等を踏まえ、廃止。

(参考)

軽油に代わりLPG等他の燃料を利用。

Ⅴ. 廃止・本則化(本則化)

原料用石油製品等の非課税化(原料用途免税の本則化)

【適用期限】期限の定めなし

【制度概要】

石油化学製品等の製造に使用されるナフサ等の原料用石油製品等について、租税特別措置法(租特法)により揮発油税(恒久)及び石油石炭税(当分の間)の免税・還付措置が講じられている。

【現状】

諸外国においては、原料用途のナフサ、石炭に対して課税されておらず、本則非課税が国際標準となっている。

(参考)各国における石油化学製品用ナフサに係る措置の状況

国名	措置状況
日本	原則課税、租特法による免税・還付の特例措置
アメリカ	非課税
イギリス	非課税
ドイツ	非課税
フランス	非課税
韓国	非課税

【要望内容】

石油化学製品用のナフサ等に係る揮発油税及び石油石炭税について、国際的なイコールフッティングの観点から非課税化(免税措置等の本則化)を図る。

技術研究組合の所得計算の特例の本則化

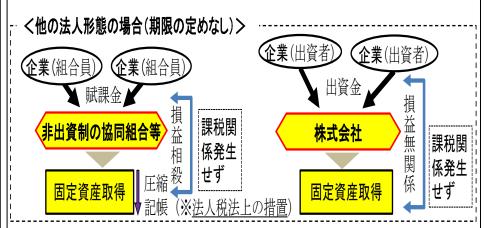
【適用期限】 平成26年度末まで

【制度概要】

複数の企業等が協同して試験研究を行うための組織として、技術研究組合法に基づいて設立される技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。

【現状】

技術研究組合と他の法人形態の場合で措置されている税法上の取扱いが異なる。



【要望内容】

本特例措置について、他の法人形態との税制上のイコールフッティングの観点から法人税法本則上の措置とする。

WI. 制度整備•改善

Ⅵ. 制度整備·改善

○ 電気事業法の改正に伴う所要の税制措置 (法人税、登録免許税、法人住民税、事業税 等)

電気事業法の改正に伴い実施される送配電部門の中立性の一層の確保に向けて、組織再編に伴う登録免許税の非課税措置 等の所要の税制措置を講ずる。

〇 ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置

(所得税、法人税、登録免許税、消費税、石油石炭税、印紙税、事業税、固定資産税、事業所税 等)

低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革のために行う、ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置を講ずる。

○ 熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置

(所得税、法人税、登録免許税、消費税、固定資産税、事業所税 等)

事業者の創意工夫を促し、需要家が多様な料金メニューを選択し得る環境を整備する等の観点から行う、熱供給事業 法上の事業規制の見直し等に伴う所要の税制措置を講ずる。

〇 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置

(所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税 等)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、「日本貿易保険」の全額政府 出資の特殊会社化に当たり、将来の保険金支払に充てる十分な責任準備金を積み立てるための損金算入等の所要の税制 措置を講ずる。

○ 互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置

(所得稅、法人稅、登録免許稅、消費稅、法人住民稅、事業稅、不動産取得稅 等)

互助会加入者の権利の保護を強化するために必要な所要の税制措置を講ずる。

Ⅵ. 制度整備·改善

〇 小規模企業共済制度の見直し(共済事由の引上げ等) (所得税、個人住民税)

小規模事業者の事業承継の円滑化等を通じた活性化を図るため、配偶者・子への事業譲渡時に支給される共済金を第 三者への事業譲渡時の金額と同一にする等の措置を講ずる。

○ 国境を越えた役務の提供等に対する消費税制度の見直し (消費稅、地方消費稅)

現在、海外からのインターネット等を通じた役務の提供には消費税が課されていない一方で、同一の役務の提供であっても、国内からの役務の提供には消費税が課されている。平成26年度税制改正大綱を踏まえ、内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から、国境を越えた役務の提供等に対する消費税制度を見直す。

○ 外国子会社合算税制などの国際租税分野における制度の見直し (法人税、法人住民税、事業税)

日本企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクやコストを低減し、海外展開の推進及び国際競争力の向上を図るため、外国子会社合算税制における統括会社に係る基準の見直し等を図る。また、BEPSプロジェクトを踏まえた国内での制度整備や租税条約ネットワークの拡充について、具体的な検討を行う。

○ 地方分権に伴う税制措置の事務手続体制の見直し(所得税、相続税、贈与税、個人住民税)

国が行っているエンジェル税制及び事業承継税制に係る確認・認定事務を都道府県に移譲し、制度の利便性を向上させるため、法令上の所要の規定の整備を図る。

○ 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不 算入の拡充 (所得税、法人税、個人住民税)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)の新規補助事業を適用対象に追加する。

Ⅵ. 制度整備・改善

○ 事業所税のあり方の検討 (事業所税)

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、 過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

○ 印紙税のあり方の検討(印紙税)

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

〇 電気・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (事業税)

電気・ガス供給業の自由化の進展を鑑み、他の一般の企業と同様の課税方式に変更することを通じて、課税の公平性の確保を図る。

Ⅷ. 延長

Ⅲ. 延長 (新エネルギー・省エネルギー等)

〇エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン 投資減税)(所得税、法人税)

「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定)で定めた政策の方向性を踏まえ、固定価格買取制度の認定を受けた 太陽光発電設備及び風力発電設備を取得等した際の即時償却措置について、適用期限の延長(1年間)を図る。

○ 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

低公害車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備及び天然ガス充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

○ コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)

エネルギーの安定供給の確保等を図るため、分散型エネルギーである熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション)に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

Ⅶ. 延長 (中小企業・小規模事業者)

○ 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(法人税、法人住民税、事業税)

相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや他の組合員 や債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止し、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当 金の特例について、適用期限の延長(2年間)を図る。

○ 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長 (登録免許税)

有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図るため、信用保証協会が受ける抵当権の設定 登記等の税率の軽減措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

○ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (軽油引取税)

製品の安定供給を通じた我が国産業の発展、エネルギーの安定供給の確保、中小企業の経営の安定を通じた地域経済の発展、雇用の確保を図る観点から、軽油引取税の課税免除措置について、適用期限の延長(3年間)を図る。

Ⅲ. 共同要望(他省庁主管)

Ⅷ. 共同要望(他省庁主管)

O「福島再開投資等準備金」制度の創設 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

原子力発電所の事故により即座に帰還して事業再開ができない事業者が近い将来現地で事業を再開することを支援するため、避難解除区域等内での再開投資等のために積み立てる金額の損金算入と帰還後に導入した設備の即時償却を可能とする税制措置の創設を図る。

〇 避難指示解除準備区域内資産の代替資産取得に係る固定資産税等の特例

(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)

避難解除区域及び避難指示解除準備区域に復興拠点を整備し、コミュニティーの維持を図りながら新たな生活を始める住 民や事業者を支援するため、当面避難指示解除準備区域に戻れない者が避難解除区域において代替資産を取得する場合に限 り、適用対象への追加を図る。

〇 被災自動車の所有者等が代替自動車を取得した場合における当該自動車に係る自動車税 の特例 (自動車税)

車体課税の見直しに伴い自動車税に環境性能割が導入された場合において、被災自動車の所有者等が環境性能割導入後から平成28年3月31日までに取得した代替自動車に係る自動車税(環境性能割)の非課税措置を講ずる。

〇 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(商店街・ショッピングセンター等) (消費税、地方消費税)

外国人旅行者向け免税制度を活用しやすくするため、小売店等が第三者に免税手続を委託すること及び委託を前提とした 免税許可申請を可能とする制度の創設を図る。

○ 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長(所得税、法人税)

長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長(3年3か月間)を図る。

Ⅲ. 共同要望(他省庁主管)

〇国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置

(所得稅、法人稅、消費稅、印紙稅、法人住民稅、事業稅、固定資産稅、事業所稅 等)

医療分野の研究開発を戦略的に推進するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立(平成27年4月1日予定) に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

〇 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

(所得税、個人住民税、住民税(利子割))

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

○ 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長(石油石炭税)

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のため、一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限の延長(5年間)等を図る。

〇 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のため、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る 特例措置について、適用期限の延長(5年間)を図る。